

令和7年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和7(2025)年6月
神戸情報大学院大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1. 使命・目的	6
基準 2. 内部質保証	9
基準 3. 学生	16
基準 4. 教育課程	25
基準 5. 教員・職員	37
基準 6. 経営・管理と財務	44
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	50
基準 A. 「人間力を有する高度な ICT 人材の育成」と大学国際化への貢献	50
V. 特記事項	53
VI. 法令等の遵守状況一覧	54
VII. エビデンス集一覧	66
エビデンス集（データ編）一覧	66
エビデンス集（資料編）一覧	66

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神

神戸情報大学院大学は、昭和 33(1958)年 4 月、コンピュータのハードウェアとソフトウェアを解説した国内最初のテキスト「電子計算機—総合設計と基本プログラミング」の著者である福岡富雄現理事長によって創立された、「神戸電子学園」というごく小規模な 1 年制の学校を起源とする専門職大学院である。

「神戸電子学園」は、その後、昭和 40(1965)年に「神戸電子専門学校」と改称。昭和 51(1976)年に、兵庫県下第一号の工業系専修学校として認可された。「神戸電子専門学校」は設立当初より「誠実・努力」を校訓として掲げ、社会人として身につけるべき基本的な行動規範の伝承を教育の基本として盛り込んで来た。

社会の国際化と複雑化が進み、高度な知識と判断力を兼ね備えた専門家の養成が必要となる中、「神戸電子専門学校」の設置母体である「コンピュータ総合学園」は、これを受けて、時代の要請に応え、専門学校で培った教育の知見を高度専門職業人育成へと展開させるため、専門職大学院神戸情報大学院大学を平成 17(2005)年 4 月に開設した。

2. 大学の基本理念

コンピュータ総合学園の「人材の育成を通じて社会や経済活動を豊かなもの」にするという経営理念を踏まえ、本学では「ミッション」「バリュー」「ビジョン」を以下のとおり定めている。

(1) ミッション (存在目的)

私たちは、人間力のある高度 ICT(情報通信技術)人材を育成します。

(2) バリュー (行動規範)

誠実：まじめに正しく、真心の伝わる仕事をします。

成長：自ら学び、周囲に影響の与える仕事をします。

創意：有意義な価値の創造につながる仕事をします。

(3) ビジョン (近い将来あるべき姿)

地球規模から身近なものまで社会の課題を自身の強み (ICT や人間力) で解決できる人材を輩出する専門職大学院となる。

“Social Innovation by ICT and Yourself” を実現し、世界から優秀な人材が集まる。

3. 大学の使命・目的

ICT 人材の質と量の不足が深刻になっている現在、社会や産業界が求めるのは実務能力を持った人材である。本学は、「人間力を有する高度 ICT 人材の育成」を目的とし、この目的を達成するため、①ICT の基礎知識と応用技術、②社会の課題に関する知見、および③これらを使って現実の課題を発見し解決する能力の 3 つを身につける教育を行い、2 年間の修学期間を通して、社会で求められている ICT を活用して主体的に諸問題を解決できる以下の人材を育成する。

(1) 社会の課題に対し、自ら ICT 技術を用いてシステム開発や維持管理などを行うことを通

じて解決策が提供できる人材

- (2) 社会の課題に対し、ICT 技術を活用した解決策を立案し、ICT 技術者の協力を得て、課題解決実践のリーダーシップが発揮できる人材

4. 大学の個性・特色

本学は、ICT 技術を活用した社会課題の解決とイノベーション創出を両立する教育を展開している。特に、「探究実践」を通じて、学生はリアルな社会課題に向き合い、ICT を活用した具体的な解決策を設計・実装するスキルを身につけることができる。AI、ブロックチェーン、データサイエンスなどの最先端技術の教育に加え、産官学連携によるプロジェクト型学習（PBL）を導入し、企業や自治体との共同研究を推進している。

また、平成 25(2013)年に開設した英語のみで受講・修了可能な「ICT イノベータコース」では、多文化交流を促進し、異なるバックグラウンドを持つ学生同士が協働しながら課題解決に取り組む環境を提供している。さらに、スタートアップ支援やアクセラレーションプログラムを通じて、技術を社会実装するための知識と実践力を養い、新しい価値を生み出す人材の育成にも取り組んでいる。これまでに、開発途上国等の留学生や将来国際貢献を目指す日本人などが、共に英語で切磋琢磨し、社会課題の解決で母国の発展に貢献する人材やグローバルに活躍する人材となっている。

II. 沿革

1. 本学の沿革

1.-1 学校法人コンピュータ総合学園の沿革

- 昭和 33(1958)年 「神戸電子学園」を創立電子工学及び TV 修理技術の修得を目的とした 1 年制の専門課程を設置
- 昭和 40(1965)年 「神戸電子学園」を「神戸電子専門学校」に改称、学校教育法に基づき名種学校として認可
- 昭和 51(1976)年 学校教育法の改正により兵庫県下第一号の工業系専修学校として認可
- 昭和 52(1977)年 学校法人「福岡学園」立の専修学校として認可
- 昭和 60(1985)年 法人名を「福岡学園」より「コンピュータ総合学園」に改称
- 昭和 63(1988)年 文部省(現、文部科学省)より「職業教育高度化開発研究校」として指定を受ける
- 平成 02(1990)年 通産省(現、経済産業省)より「情報化人材育成連携機関」として認定
- 平成 03(1991)年 日本情報処理教育普及協会より「全国最優秀指導校賞」を受賞
- 平成 08(1996)年 全国に先駆け Linux 技術を用い、校内全実習室をネットワーク化
- 平成 17(2005)年 専門職大学院「神戸情報大学院大学」を設置

1.-2 神戸情報大学院大学の沿革

- 平成 17(2005)年 神戸情報大学院大学開学 情報技術研究科 入学定員 45 名

神戸情報大学院大学

- 平成 20(2008)年 文部科学省・平成 20 年度「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」に採択される
- 平成 21(2009)年 入学定員を 30 名に変更
- 平成 22(2010)年 一般社団法人日本技術者教育認定機構 (JABEE) による専門職大学院認証評価を受審し (第 1 回目)、「適合」の認定
- 平成 23(2011)年 日本高等教育評価機構 (JIHEE) による大学機関別認証評価を受審し、(第 1 回目)、「適合」の認定
- 平成 24(2012)年 独立行政法人国際協力機構 (JICA) 課題別研修事業「ICT 活用による開発課題解決」を受託実施し、アフリカ 8 か国から 29 名の研修員が参加
- 平成 25(2013)年 ICT イノベータコース (秋入学の英語コース) 開設
- 平成 26(2014)年 JABEE による専門職大学院認証評価を受審し (第 2 回目)、「適合」の認定
ルワンダ民間セクター連合 ICT 商工会議所との間で、ICT 関連人材の育成と産業振興に関する連携協定について覚書を締結
国際化推進センター開設
- 平成 27(2015)年 社会連携室開設
- 平成 28(2016)年 入学定員を 55 名に変更
音羽電機工業株式会社 (本社：兵庫県尼崎市) とのアフリカ諸国との民間ビジネス交流促進と産業人材育成に関する包括連携協定を締結
エチオピア・アジスアベバ商工会議所と「ICT 技術開発と産業振興」に関する覚書締結
- 平成 29(2017)年 ルワンダ ICT 商工会議所と人材育成に関し基本合意書締結【JICA 草の根技術協力事業を共同実施】
JICA 研修員 (学位課程就学者) 受入にかかる覚書締結 (JICA) 事業開発室開設
- 平成 30(2018)年 ルワンダ ICT 省と「人材育成と産業振興」にかかる基本覚書締結
JIHEE による大学機関別認証評価 (第 2 回目) を受審し、「適合」の認定
- 令和 1(2019)年 日本国内大学院としては唯一「ハロートレーニング (離職者等再就職支援事業) 採択され、リスキリング支援開始
JABEE による専門職大学院認証評価を受審し (第 3 回目)、「適合」の認定
国際協力事業を通じて開発途上国の人材育成や社会・経済発展に多大な貢献をした国内外の個人・団体に与える JICA 理事長賞受賞
- 令和 2(2020)年 日本政府/世界銀行共同大学院奨学金制度 (JJ/WBGSP) 受入大学として採択、受入開始
- 令和 3(2021)年 兵庫県神崎郡神河町との包括連携協定締結
- 令和 6(2024)年 2 期延べ 7 年にわたるルワンダ国向け JICA 草の根技術協力事業が、累計 100 名を超える修了生を輩出して終了

神戸情報大学院大学

JABEEによる専門職大学院認証評価を受審し（第4回目）、「適合」の認定

令和 6（2024）年 12 月 1 日現在、開学以来累計で本科生が世界 55 カ国（短期研修を含めると 100 カ国）うちアフリカ諸国からは 38 カ国（短期研修を含む）から受入

【国内・海外の大学との学術協定等の締結一覧】

	締結年月	大学名と協定等
国内大学	2008 年 5 月 2010 年 7 月 2024 年 4 月	産業技術大学院大学：相互協力協定書 兵庫県立大学大学院応用情報科学研究科：学術交流協定 甲南大学：包括連携協定
海外大学	2006 年 2 月 2008 年 5 月 2009 年 8 月 2010 年 12 月 2010 年 12 月 2010 年 12 月 2011 年 10 月 2013 年 11 月 2018 年 7 月 2018 年 7 月 2019 年 3 月 2022 年 8 月 2023 年 2 月 2023 年 8 月 2024 年 2 月 2024 年 10 月	エディス・コーワン大学（オーストラリア）：学術交流協定 東北大学（中国）：学術交流に関する協議書 正修科技大学（台湾）：学術連携に関する覚書 ケルン工科大学（ドイツ）：学術交流協定 サバンジ大学（トルコ）：学術交流協定 ブダペスト工科経済大学（ハンガリー）：学術交流協定 ベトナム国家大学（ベトナム）：学術交流協定 ブカラマンガ自治大学（コロンビア）：学術交流協定 ルワンダ大学（ルワンダ）：学術連携に関する覚書 ダッカ大学電気・電子工学科（バングラデシュ）：学術連携に関する覚書 カントー技術大学（ベトナム）：学術連携に関する覚書 サンタ・マリア・ラ・アンティグア・カトリック大学（パナマ）：学術連携に関する覚書 チッタゴン科学技術大学（バングラデシュ）：学術連携に関する覚書 モーリタニア国立高等デジタル研究所（モーリタニア）：包括連携協定 ヤバ工科大学（ナイジェリア）：包括連携協定 厦門理工学院（中国）：協力交流覚書

2. 本学の現況

- ・ 大学名 神戸情報大学院大学
- ・ 所在地 兵庫県神戸市中央区加納町 2 丁目 2-7
- ・ 学部構成

研究科	専攻
情報技術研究科	情報システム専攻

- ・ 学生数、教員数、職員数（令和 7 年 5 月 1 日現在）
学生数

神戸情報大学院大学

入学定員	収容定員	在学生数	
		1年	2年
55	110	72	61

教員数

教授	准教授	講師	助教	助手	兼任教員	計
12	3	0	3	0	8	26

教授は特任教授を含む

職員数

正職員	嘱託	パート (アルバイトも含む)	派遣	計
5	0	1	1	7

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

1-1-① 学内外への周知

1-1-② 中期的な計画への反映

1-1-③ 三つのポリシーへの反映

1-1-④ 教育研究組織の構成との整合性

1-1-⑤ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 学内外への周知

本学の使命・目的は学則の第 1 条に設定されており、学則はホームページ内の情報公開ページに公開されている。また、パンフレット冊子やデジタル化したデジタルパンフレットにも記載され、広く内外に知らしめている。【資料 1-1-1】【資料 1-1-a】

また、毎年、年度変わり（3 月、4 月）に開催される事業計画共有会や教職員オリエンテーションにおいて、大学院の教職員を含む学校法人コンピュータ総合学園の全教職員に対して、発信されている。

本学の教育目的である「人間力を有する高度 ICT 人材の育成」をベースに、本学のカリキュラムが設定されている。教育の目的及び教育目標、次年度の具体的なカリキュラム方針については、毎年、研究科長から発信されている。【資料 1-1-b】

また、すべての科目の学習目標に対して教育目標との対応関係を明確にし、シラバスに記載することが求められており、教務委員会から発行される「シラバス作成ガイド」【資料 1-1-c】にも明記されると共に、教授会でも教職員に向けて発信されており、教育目的及び教育目標について、教職員の幅広い参画と、理解、支持が得られていると判断できる。

1-1-② 中期的な計画への反映

本学の使命・目的及び教育目的、中期的な基本方針（2021 年～2025 年）【資料 1-1-d】をもとに、毎年、事業計画【資料 1-1-e】が策定されている。現在、策定されている具体的な事業計画は単年度計画のみだが、本学の使命・目的及び教育目的や中期的な目標の達成に必要な課題についても当年度の取り組みとして計画に組み込まれている。

1-1-③ 三つのポリシーへの反映

前述したように、本学は「人間力を有する高度 ICT 人材の育成」を教育の目的としている。この目的を達成するために、ICT の基礎知識と専門技術力、ICT の応用分野の知見、および現実の社会課題を発見し解決する能力の 3 つを身につける。この社会課題を発見し

1-1-④ 教育研究組織の構成との整合性

本学は、事務局、情報技術研究科、社会連携推進室、システム基盤センターから構成【資料 1-1-g】され、本学の教育研究に関する重要事項を審議するために教授会【資料 1-1-2】が設置されている。情報技術研究科の教員を中心に、教務委員会、学生委員会、入試委員会、情報システム委員会、システム基盤センター、自己点検・評価委員会、FD (Faculty Development)委員会、SD (Staff Development)委員会が設置され、本学の教育研究の実施・運営に関する事項を審議し、事務局の職員と連携して、各種業務を推進している【資料 1-1-h】。

社会連携推進室では、学生が PBL (Project/Problem Based Learning)として実際に課題解決を実践するために、外部の企業や地方自治体等との連携を図っている。

1-1-⑤ 変化への対応

本大学院は平成 17(2005)年に開学し当初は春入学で日本語での授業のみを行っていたが、JICA (国際協力機構)との連携を通して、アフリカや中東を含む海外からの留学生の日本での受入れの必要性を認識し、平成 25(2013)年に秋入学で英語での授業を行う ICT イノベーターコースを開設した。また、社会課題を解決するという教育の実践の場として企業や地方自治体など社会との連携が必要であり、その活動を支援するために平成 27(2015)年に社会連携推進室を開設している。

平成 26(2014)年の専門職大学院認証評価受審を契機として、平成 28(2016)年に「カリキュラム改革プロジェクト」を立ち上げ大幅なカリキュラム改革を行った。これは、当時の教育目標 DP-CP-AP とカリキュラム整合性などの課題解決を図るものであり、2年の活動により平成 30(2018)年より改革されたカリキュラムが導入された。また、その後、毎年、研究科長より年度がはじまる前に、周辺環境の変化を考慮に入れたカリキュラム方針【資料 1-1-b】が出され、次年度のカリキュラムに反映している。

【資料 1-1-1】 <https://www.kic.ac.jp/index/outline/disclosure/>

【資料 1-1-2】 教授会規程

【資料 1-1-a】 神戸情報大学院大学学則

【資料 1-1-b】 2025 年度カリキュラム方針

【資料 1-1-c】 シラバス作成ガイド(2025)

【資料 1-1-d】 大学院の中期的な基本方針(2021 年作成)

【資料 1-1-e】 大学院 FY2025 事業計画

【資料 1-1-f】 ディプロマ・ポリシー (DP)、カリキュラム・ポリシー (CP)、アドミッション・ポリシー (AP)

【資料 1-1-g】 2025 年度大学院組織図

【資料 1-1-h】 2025 年度会議体制

[基準 1 の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学の使命、目的等については、これまで述べてきたように基準 1 における各評価の視

点を満たすとともに、大学院の活動全体に反映されている。特に ICT イノベータコースの留学生に対しては、修了生の活躍もあり、本学の教育への理解も進んでいる。実際に、平成30(2018)年に横浜で開催されたアフリカ開発会議(TICAD)では安倍首相の基調講演で本学の修了生の活躍が紹介されている。また、大阪関西万博の誘致活動の際の日本のプレゼンテーション団の一員として本学の留学生の修了生も含まれていた。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

本学の使命・目的、教育目的については本学からさまざまな形で発信されてきた。上記のように秋入学で英語での授業の ICT イノベータコースについては、修了生や JICA などの活動を通して、本学の教育目的や方針などの理解も進み、入学志望者も増加傾向にあり海外では本学の認知度は高まりつつあると考えられる。

一方、春入学で日本語での授業の ICT プロフェッショナルコースを主とする国内については、Web などのメディアを通して積極的に広報活動を行っているが、なかなか認知されていないのが現状である。いかに国内での本学の教育目的や方針への理解や知名度を上げていくかが今後の課題である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

ICT イノベータコース（秋入学、英語で授業）と ICT プロフェッショナルコース（春入学、日本語で授業）について、現在は同様のカリキュラムを採用している。結果的に学生層が異なるが、DP-CP-AP は共通となっている。今後は、状況を見ながらカリキュラム等を見直していく予定である。また、必要に応じて教育目的や DP-CP-AP なども含めて見直していく必要があると考えている。

基準 2 内部質保証

2-1 内部質保証の組織体制

2-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

「神戸情報大学院大学内部質保証の方針」【資料 2-1-1】に基づく内部質保証の体制等について 3 つの側面から記す【資料 2-1-2】。

「大学全体 (institutional level)」については、毎年の自己点検、及び、機関別認証評価、専門職大学院認証評価を主管する自己点検・評価委員会【資料 2-1-3】と FD (Faculty Development) を主管する FD 委員会【資料 2-1-a】が「大学全体 (institutional level)」の内部の質保証に深く関わる組織となっている。そして、そのいずれもが「学長」(学長、副学長)の責任とリーダーシップの下、研究科長、事務局長、各委員で実施されている。

「教育プログラム (program level)」に関しては、年度の途中でも適宜、研究科ミーテ

ィング（月 1 回開催、全教員が参加）にて意見交換がなされ、技術の進化や学生や社会のニーズなど外部環境の変化やカリキュラム全体の整合性を考慮して教務委員会【資料 2-1-b】や各担当教員間でも議論し、毎年 12 月に研究科ミーティングにて「次年度カリキュラム方針」が発信、議論され、教授会でも審議される。その方針に沿って、次年度の各科目のカリキュラムが策定される。

「授業（class level）」での質保証への取り組みは、学生の授業評価アンケートや、担当教員の振り返りによる授業報告書を通して実施されている。この活動に関しては、教務委員会や FD 委員会が推進役を務めている。

【資料 2-1-1】 神戸情報大学院大学内部質保証の方針

【資料 2-1-2】 内部質保証のための組織図

【資料 2-1-3】 自己点検・認証評価委員会規程

【資料 2-1-a】 ファカルティ・デベロップメント委員会規程

【資料 2-1-b】 教務委員会規程

2-2 内部質保証のための自己点検・評価

2-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

2-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学は、教育の質の維持・向上を継続的に図るため、自主的かつ自律的に毎年自己点検・評価を実施している。この取り組みは、単なる形式的な作業にとどまらず、教育・研究活動全体を対象とした実質的な検証を通じて、組織的な改善と発展を目指すものである。自己点検・評価においては、学内の各委員および関係者が協働し、客観的かつ多角的な観点から現状分析を行っている【資料 2-2-1】【資料 2-2-4】。その結果は、「自己点検評価書」【資料 2-2-2】として毎年度取りまとめ、HP 上で学外にも積極的に公開している。これにより、本学の教育活動に対する透明性と説明責任を担保している【資料 2-2-3】。また、本学は外部の認証評価機関による第三者評価も定期的に受審し、外部からの視点を取り入れた検証・改善を行っている。その評価結果についても、自己点検結果と同様に HP 上で学外に公表している【資料 2-2-a】。これらの取り組みは、内部質保証の PDCA サイクルの中核を成しており、今後も結果を広く共有していく。

2-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

学内の種々のデータについては、現在、FD 委員会【資料 2-2-5】、学生委員会【資料 2-2-5】及び事務局においてそれぞれ必要に応じて集計や集約を行っている。

【資料 2-2-1】 自己点検・評価委員会規程

【資料 2-2-2】 自己点検評価書(2024. 6)

【資料 2-2-3】 自己点検・評価委員会活動報告書

【資料 2-2-4】 研究科ミーティング資料 (2025. 04. 07)

【資料 2-2-5】 FD 委員会規程、学生委員会規程

【資料 2-2-a】 <https://www.kic.ac.jp/index/outline/external-accreditation/>

2-3 内部質保証の機能性

2-3-① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

2-3-② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

2-3-③ 内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

各学生の意見や要望を客観的に把握するため、各授業の受講生及び修了生に対して、それぞれ授業アンケート【資料 2-3-a】及び修了生アンケート【資料 2-3-b】を実施している。また、各担当教員がそれらを分析し今後の活用するため、授業報告書【資料 2-3-c】や特定課題研究報告書【資料 2-3-d】を作成している。

i) 授業アンケート

授業アンケートについては、すべての授業を対象に実施している。各授業の受講生が、教員が実施する授業に対する評価などをアンケートに回答する。回答の尺度には、「全くそう思わない (Strongly Disagree)」から「強くそう思う (Strongly Agree)」までの5件法を採用している。表 2-1 に授業アンケートの構成を示す。

表 2-1 授業アンケートの構成

評価の目的	設問項目
総合的満足度	1. 総合的満足度
教員のスキル	2. 講義のわかりやすさ
	3. 学生の質問への対応
	4. 教材のわかりやすさ
学生のやる気	5. 学生の学習意欲 (出席・課題・予復習等)
目標達成度	6. 学習目標への到達度
	7. 将来への有用度
授業の難易度と量	8. 授業の難易度 (易⇔難)
	9. 授業の内容
受講形態	10. 学生の受講形態 (オンライン⇔教室対面)

その他	(自由記述)
-----	--------

アンケート結果は、各教員が授業を振り返り、問題点の発見や授業内容の改善に活用されている。本学では、様々な国・地域からの留学生、新卒生、社会人など、学生の能力や経験、文化背景などが多様化しているため、教員にとって授業アンケートは学生の状況を知り、授業を改善するための有力なツールとなっている。

また、年度末には、全体の推移を分析し、学生の属性の変化に対応できているか否かを評価し、教授会【資料 2-3-e】や研究科ミーティングで共有を図っている。

ii) 修了生アンケート

4月入学の ICT プロフェッショナルコース及び10月入学の ICT イノベータコースの学生が本学を修了する際、修了生全員に対して修了生アンケートを実施している。カリキュラムや教育内容、教員の指導状況、学生サービス、施設・設備など大学院全体について、満足度や問題点を確認し、改善に取り組むことがその目的である。

アンケートが回収されると学生委員会がアンケート結果の集計・分析を行い、教授会で分析結果の報告を行い、教職員全員で共有している。アンケートで指摘があった問題点については、該当する組織や委員会では対応策を検討し、改善に取り組んでいる。

また、修了生アンケート結果の年度毎の推移についても分析している。学生が異なるため、単純には比較できないが、改善の効果についても確認している。

iii) 授業報告書

実施した授業の振り返りを行い、次回の授業の改善に取り組むベースとするため、担当教員が授業終了後に授業報告書を作成している。授業報告書を作成することにより、実施した授業の課題を客観的に分析することができる。

また、授業報告書は研究科内で共有されているため、他の授業の授業報告書を参照することにより、授業手法について新たな気づきを得られたり、学生の学習状況についても把握することができるなどのメリットもある。

授業報告書には以下の項目について記述することになっており、授業の特性に応じて独自の項目を追加することもできる。

- ・ 授業概要（新規・変更内容）
- ・ 学習状況
- ・ アンケート結果の分析
- ・ 反省と今後に向けて

iv) 特定課題研究報告書

実施した特定課題研究 A 及び B の振り返りを行い、次回の研究指導の改善に取り組むベースとするため、指導教員が特定課題研究 A (M1 生) 及び特定課題研究 B (M2 生) の終了後に特定課題研究報告書を作成しており、研究指導の改善に役立てている。

また、特定課題研究報告書も授業報告書と同様に研究科内で共有されているため、研究指導の手法を相互に学ぶツールとなっている。

特定課題研究報告書には学生毎に以下の項目について記述することになっており、研究室の特性に応じて独自の項目を追加することもできる。

- ・研究概要
- ・評価コメント
- ・指導の反省と今後に向けて

v) 授業参観、研究室交流

授業報告書や特定課題研究報告書を共有するだけでなく、他の教員の授業を参観したり、研究室間の交流を推奨している。授業内容や指導方法の改善につながるだけでなく、各学生の学習状況を多面的に把握することできる貴重な機会となっている。【資料 2-3-f】

2-3-② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

本学はその規模と比較すると、外部との連携や関係性がかなり大きい。例えば、令和6(2024)年度の ICT イノベータコース (秋入学) の入学生 38 名のうち JICA を通して入学した学生は 13 名と約 34%である。さらには、PBL (Project/Problem Based Learning)などによる企業との連携活動や、神戸市や兵庫県神河町など自治体との連携活動も積極的に行っている。このような外部とのさまざまな連携活動を通して、自律的かつ継続的な自己点検が行われていることが本学における質保証のひとつの特徴である。

以下に具体的な連携について記す。

i. 教育課程連携協議会

本学の教育課程連携協議会【資料 2-3-g】として構成されている委員【資料 2-3-h】は下記の通りである。

- (学外) 神戸市 経済観光局 局長
独立行政法人 国際協力機構 (JICA) 関西センター 所長
シスメックス株式会社 代表取締役社長
- (学内) 副学長
情報技術研究科 研究科長

ii. 3 機関連絡会 (神戸市、JICA 関西、本学)

ICT イノベータコースと関係の深い、神戸市、JICA 関西、本学とで数か月に一度程度で関係者も含め (全体で 10 数人程度) 3 機関連絡会を開催しており、情報共有や率直な意見交換を行い有意義なフィードバックが得られている。【資料 2-3-i】

iii. 神河町研究報告会

神河町 (兵庫県の山間部に位置する人口 1 万人程度の町で、地方創生が課題となっている) とは包括連携協定【資料 2-3-j】を結び、神河町の社会課題をテーマとした PBL 活動を推進している。年度末には、本学の ICT プロフェッショナルコースの学生を中心として、神河町の町長、議員や役場の関係者などに学生の研究活動報告会を実施して学生の研究に

対するフィードバックを得ている。

iv. その他（PBL や研修など）

その他、PBL 活動を実施する際に学外の企業や組織などとの接点も多い。また、学外組織の研修講師などを担当する教員もおり、学外の意見を聞く機会も多い。

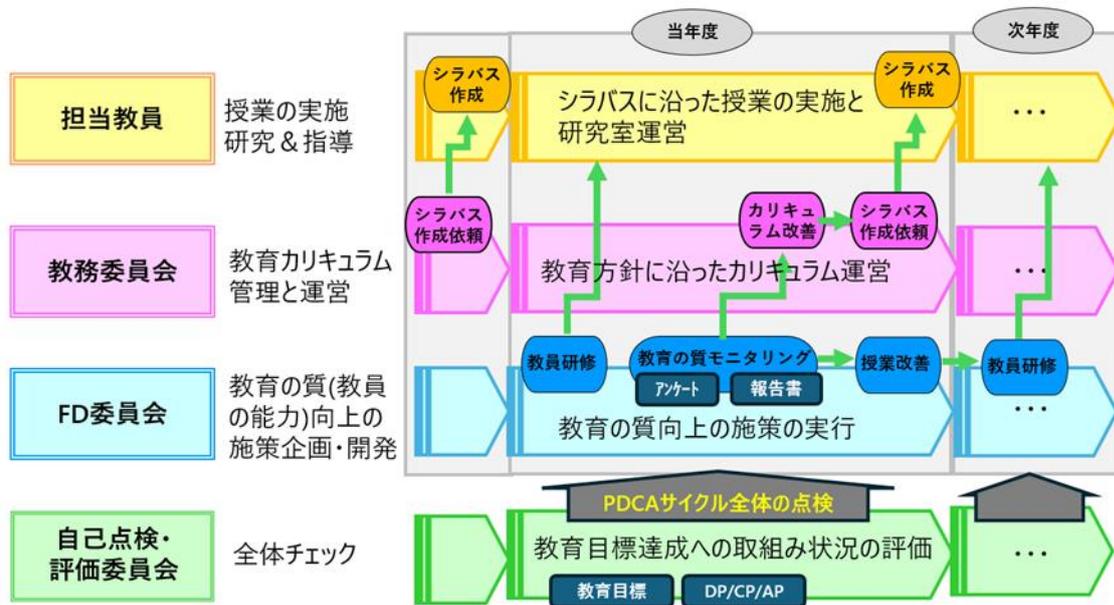
これらの活動で得られた外部の意見は、研究科ミーティングや教授会【資料 2-3-k】に報告され情報共有を行っている。また、それらも参考にして、次年度のカリキュラム方針が作成されている。

2-3-③ 内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(i) 社会の要求や学生の要望に配慮する仕組み

本学では、教務委員会、FD 委員会、自己点検・評価委員会が役割と責任を持ち、相互連携して、PDCA サイクルを回し、教育システムの点検・評価を行っている。図 2-1 にその全体像を示す。【資料 2-3-1】【資料 2-3-2】【資料 2-3-3】【資料 2-3-4】【資料 2-3-5】

図 2-1 本学の教育点検・評価システムの全体像



次年度のカリキュラム方針に基づき、教務委員会は教育カリキュラムの管理と運営に責任を持ち、各年度の開始前に本学の学習教育目標に沿ったカリキュラムになるように、全教員に対し各科目の要求仕様とシラバスの作成ガイドラインを添付して、シラバスの作成を要請している。各教員は、その要請に沿ってシラバスの作成、授業設計を行い、授業を実施している。FD 委員会は、各授業が予め設定した学習教育目標を達成しているか、社会の要求や学生の要望に配慮して実施されているか、などのチェックを行っている。

(ii) 点検システム自体の点検

教育の点検・評価システム全体のチェックは、自己点検・評価委員会が毎年実施している自己点検の中で行なっている（外部の認証評価を実施する年は除く）。教育目的に沿った教育プロセスが、適正に実行されているか、確認を行ない、自己点検評価書としてまとめ、本学のホームページに公開している。【資料 2-3-6】【資料 2-3-7】

【資料 2-3-1】【資料 2-3-3】 本学の教育点検・評価システムの全体像

【資料 2-3-2】【資料 2-3-4】 自己点検・評価委員会規程

【資料 2-3-5】 自己点検・評価委員会活動報告書

【資料 2-3-6】 研究科ミーティング資料（2025. 04. 07）

【資料 2-3-7】 <https://www.kic.ac.jp/index/outline/external-accreditation/>

【資料 2-3-a】 プロ M2 学生アンケート集計結果（2025 年 4 月）

【資料 2-3-b】 2024 年修了時アンケート集計結果

【資料 2-3-c】 授業報告書テンプレート

【資料 2-3-d】 特定課題研究報告書テンプレート

【資料 2-3-e】 第 244 回(2025. 04. 21) 教授会議題

【資料 2-3-f】 FD 委員会からの報告

【資料 2-3-g】 教育課程連携協議会資料

【資料 2-3-h】 令和 6 年度教育課程連携協議会委員

【資料 2-3-i】 神戸市 KIC JICA 関西_3 機関連絡会資料

【資料 2-3-j】 神河町と KIC 包括連携協定書

【資料 2-3-k】 研究科ミーティング資料（2024 年 8 月、2025 年 1 月）

[基準 2 の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学の特長である「多様な学び」、すなわち、年齢、性別、国籍、経験など多様な学生に対して、多様な経験をもつ教員が探究実践をベースとする自律的な教育を行う中で、どうしても個別に偏ってしまうリスクがある中で、教育目的を上位とする三つのポリシーを意識して各年度のカリキュラム方針に展開しカリキュラムを具現化し、年度の終了時には各教員をはじめとして全体で振り返りを実施するなど、全体として整合性のある教育の質保証が実現できていると考える。

なお、令和 6(2024)年度の専門職大学院認証評価（JABEE）【資料 2-3-k】では概ね良好な結果を得たが、総合所感において、特に長所として下記の点が評価された。

- ・多くの授業でのハイフレックス方式の授業の採用
- ・探究実践プラクティスを軸とした自律型人材の育成
- ・地元自治体や企業との連携を積極的に行っている
- ・多様な国籍およびバックグラウンドを持つ留学生の積極的な受け入れ

【資料 2-3-k】 2024 年度専門職大学認証評価報告書

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

令和6(2024)年度の専門職大学院認証評価(JABEE)では、概ね良好な結果を得たものの、問題点として以下のような指摘を受けた。

- ・教員の年齢構成や教員構成の偏りの改善が望まれる。
- ・教員間の連携を通じて得られた教育上の成果を具体的に示す取り組みを、より充実させることが望まれる。
- ・研究者教員の研究時間を確保するための取り組みが望まれる。
- ・FD活動と教育改善プロセスの対応関係をより明確にすることが望まれる。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定

上記の指摘内容を真摯に受け止め、今後の改善に活かしていくつもりである。

教員の構成の偏りについては、本学は小規模な大学院であり教員数も限られる中で、各教員には多様な役割が求められ、どうしても高年齢者が多くなってしまう傾向がある。ただ、指摘された内容について、今後は年齢構成や性別のバランスなどに配慮した採用活動を行っていききたい。

教員間の連携について、特に実務家教員は、多様な分野において個人的に豊富な経験やスキルに頼ってしまい共有することがむずかしい部分も多いが、特に教育上で有効な内容については、教育改善が進むようにFD活動も含め積極的に共有する場を設けていきたい。

基準3. 学生

3-1. 学生の受入れ

- ①アドミッション・ポリシーの策定と周知
- ②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- ③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 3-1の自己判定

基準項目3-1を満たしている。

(2) 3-1の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-1-① アドミッション・ポリシーの策定と周知

本学の教育の基本的な考え方は、本学の目的である『人間力を有する高度ICT人材』を育成することであり、この目的を達成するために、下記の通りアドミッション・ポリシーを作成している。

＜本学のアドミッション・ポリシー＞

『ICTの経験・知識をすでに持つ人はもちろん、それに限らず、「ICTを活用して社会課題を解決する」目的意識を有し、学習意欲の高い人を広く受け入れる方針です。新卒の学生はもちろん、すでに社会人経験のある学生も国内外より求めます。受験資格としては大学卒およびそれと同等とみなされる学習経験のある人としします。また、授業はクラスにより日本語または英語でおこなわれます、選択するクラスにより、日本語または英語の語学力が必要です。』【資料3-1-1】

本学では、上記、アドミッション・ポリシーに基づき、様々な知識・経験、およびキャリアを有する人為を受け入れるために、募集要項【資料 3-1-a】、並びにホームページに掲載し、本学の応募者への周知を図っている。

3-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

上述したように、本学では、育成人材像に到達する人材を選抜するために、求める人材像を『ICT の経験・知識をすでに持つ人はもちろん、それに限らず「ICT を活用して社会課題を解決する」目的意識を有し、学習意欲の高い人を広く受け入れる』と定義し、公開している【資料 3-1-3】。そのため、選抜においても出身学部・学科や特定分野の知識・技術の保有度合いのみによらず、基礎学力を持ったうえで学習意欲や目的意識などが高い人材を選抜するようにしている。具体的には、出身学部・学科を制限しておらず、また大学卒の学位を持っていない者でも、大学卒と同等とみなされる学習経験をもつ者は基準に基づき出願資格審査をおこなうことで出願資格を与えている。【資料 3-1-b】

また、本学の専門職課程の選抜方法は、下記の 2 種類のコースに対応して実施される。

(1) ICT プロフェッショナルコース

出願書類、および面接は日本語で実施

(2) ICT イノベータコース

出願書類、および面接は英語で実施

上記 2 コースとも出願書類とそれに基づく口頭試問による面接によって評価を行っている。口頭試問では学習経験や実務経験に基づく IT 関連の知識・技術の保有度のみ評価するのではなく、志望動機、IT を学びたい理由、入学後に希望する研究テーマ、本学修了後の進路や目標等について確認し、学習意欲や目的意識を合わせて評価している【資料 3-1-c】。

また、本学では、授業や研究活動を日本語または英語で実施しているため、学習に必要な語学力を有するかどうかを口頭試問時に確認している。なお、選抜の可否に関しては、「合否判定票」【資料 3-1-d】、及び「Interview 時の留意点」【資料 3-1-e】を用いて面接担当教員間の評価の差を極小化し、口頭試問終了後、入試委員及び試験担当教員から構成される入試判定会議【資料 3-1-f】を開催し、審議の上、公正に判定を行った後、入試委員から学長へ判定結果の報告を行い、合否の承認を得ている。

このように、本学では、その選抜方法にアドミッション・ポリシーを反映した選考を行い、入試判定会議及び学長への報告を通じて都度、入試の公正さの検証を行っている。

3-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受け入れ数の維持

本学の入学定員は 55 名、収容定員 110 名に対して、令和 7(2025)年 5 月 1 日現在の在籍数は 133 名であり定員充足率は 121%となっている。過去には入学定員の大幅未達や逆に大幅超過などの状況が発生したが、入学定員の改正や入学者募集への努力の結果、直近では適切な学生数の受入に落ち着いている。

上記に記述するように本学のアドミッション・ポリシーは明確に規定され、広く内外に公開されていると同時に、規程に従った入学者選抜が実施されている。また、在学者数も

定員を満たしている。

【資料 3-1-1】 アドミッション・ポリシー（AP）の URL

<https://www.kic.ac.jp/wp-content/uploads/2023/09/05a8c146a5350b7335f46d0505db9f55.pdf>

【資料 3-1-2】 教授会規程

【資料 3-1-3】 入学者選抜規程

【資料 3-1-a】 募集要項（日本語、英語）

【資料 3-1-b】 出願資格審査基準

【資料 3-1-c】 入試面接時の判定ガイドライン

【資料 3-1-d】 入試面接採点及び合否判定票

【資料 3-1-e】 Interview 時の留意点

【資料 3-1-f】 入試判定会議議事要録例

3-2 学修支援

3-2-① 教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

3-2-② TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学には、海外からの奨学生をはじめ自費の外国人学生、社会人、学部新卒者など国籍、年齢、社会経験などにおいて非常に多様な学生が在籍している。そのため、学修支援の形態も多様な対応を求められており、そうした体制の整備を進めてきた。学修支援の基本は、学生の配属された研究室の指導教員によるものである。本学において指導教員は、学生の研究指導の根幹を担うとともに、学習支援の中心的存在でもある。そうした指導教員の支援を補完し、全学的な対応を行うための横断的な組織として、教務委員会、学生委員会

【資料 3-2-2】 および事務局の教務係及び学生係があり、協働的な支援が実施されている。

指導教員は、修了研究のみならず学修一般について責任を持って学生を指導し、支援する。本学の研究室は、原則として、1 研究室に教員 1 名の構成となっており、一般の大学院にあるような階層的な構造とはなっていない。しかしながら、一人の指導教員が担当する学生数は平均 6.6 人、最大でも 13 人であり、指導教員の指導と支援が研究室全員に十分届く規模になっている。学生の研究進捗状況については、指導教員からの報告が学生委員を通して毎月教授会で報告【資料 3-2-a】され、学内の教職員において共有を行っている。これによって、単に研究の進捗状況だけではなく、学校や研究室に顔を出さないなど学修上の何らかのトラブルを抱える学生に対して、指導教員だけでなく学生委員など学内教職員が協働して対応できる体制となっている。また、教員にはハンガリー、中国、アフガニスタンなど複数の外国人教員が在籍し、事務局員の大半が英語によるコミュニケー

ションが可能なことから、在籍数の多数を占める外国人留学生が研究室の枠を超えて気軽に相談できる環境を整えている。

なお、本学においては、研究室の配属（指導教員の決定）は入学時でなく入学後4か月を経過した時点で決定される【資料 3-2-b】。入学生は、本学の必須科目である「探究実践」の受講を通して自身の課題を再確認するとともに、2期にわたる受講を通して本学への理解を深める。その後、研究室配属説明会にて研究室を持つ全教員が研究室概要や指導方針を説明し、学生は希望する研究室を訪問して個別の相談や質問を行う。こうして研究室に対する理解を深めた後に配属希望を出し、調整の上、入学後約4ヶ月で研究室に配属される。なお、新入生が研究室に配属されるまでの4ヶ月間は、基本的に学修上の相談には学生委員や留学生の場合は上級生のメンターなどが対応することとなっている。

教務委員会は、入学オリエンテーションなどを通して本学の教育目的／育成人材像、コース概要、カリキュラム体系などに関する学生の理解を高めている。さらに、成果発表会【資料 3-2-c】、研究計画発表会【資料 3-2-d】、中間審査発表会【資料 3-2-e】、修了発表会【資料 3-2-f】などの教務上の重要な行事について、教務委員会が中心となって開催し、学生への支援を行っている。

3-2-② TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

こうした基本的な体制に加えて、本学では海外からの留学生などに対する補完的かつ重層的な支援体制を構築している。本学では日本語を学修上の要件としない ICT イノベーターコースの学生が半数を占め、情報収集など日本語が出来ないことによるハンディを抱えている。そうした留学生を支援するため、平成 26(2014)年 10 月から平成 29(2017)年 9 月までは事務局国際化推進センター（専任職員 2 名、フルタイム 2 名と本学学生からなるチューター数人）が、英語による対応を基本として、学内生活および日本での生活面のサポートを行ってきたが、現在、同センターは発展的に解消し、同機能は事務局の中に吸収され、留学生支援を担当するための専任スタッフを配置し、学業面以外の生活や健康面でのサポートを行う体制を整えている。さらに、講義や演習におけるサポートのため必要に応じて TA(Teaching Assistant) 【資料 3-2-3】を配置しているこれらの仕組みはあくまでも補助的、補完的なものであるが、必要な場合は指導教員との連携や共同作業を行うことにより学生が不安なく学修を進める一助となっている。

本学ではオンライン授業もあり、フルオンライン学生もいるので、オフィスアワー（教員が研究室にいて自由に訪問してよい時間帯）は特に定めていないが、教員と個別面談を希望する学生は、E メールなどでアポ（面談の予約）を取って、研究室での対面面談またはオンライン面談をおこなうことができる【資料 3-2-g】

肢体に障がいがあり車椅子を利用する留学生が、平成 30(2018)年秋入学生にいたが、建物にはエレベーターがあり入口の段差も僅かであることから、教職員や学生の補助で対応することができた。

本学には、聴覚などの感覚器官に障がいがある学生の入学の実績はあり、授業の実施方法などにおいて学生本人と丁寧なやり取りを行い、オンライン会議システムの翻訳機能を利用する等の支援方法を検討し、全教員で共有し対応を行った【資料 3-2-1】【資料 3-2-5】。一方で、メンタルヘルス系の課題を持つ学生は複数入学しており、その都度、学生委

員を中心に対応方法を検討し、必要であれば、研究科ミーティングやメール発信の手段を使って、関係する教職員に対して情報共有と支援依頼を行っている。

また、学習支援の仕組みとして年間スケジュールや授業予定表を公開し、Moodle（授業教材や各種情報を配信する学習支援システム）でも担当教員が各科目のスケジュールや内容を公開している。【資料 3-2-4】。

なお、中途退学や休学・留年など学修進捗に課題を抱える学生に対しては、原則として各研究室の指導教員を中心に支援・指導を行っているが、必要に応じて学生委員会委員や事務局職員も対応する。研究室配属前の学生に対しては、学生委員会委員が支援・指導を行うとともに、留学生に対しては上級生のメンターが相談に対応する仕組みも構築している。

【資料 3-2-1】 【資料 3-2-5】 聴覚障がいを持たれる入学志望者／在学生への対応ガイドライン 202303

【資料 3-2-2】 【資料 3-2-6】 教務委員会規程、学生委員会規程

【資料 3-2-3】 ティーチング・アシスタント実施規程

【資料 3-2-4】 年間スケジュール、授業予定表

【資料 3-2-a】 第 244 回教授会議題（2025. 04. 21）

【資料 3-2-b】 学生用研究室配属に関するスケジュールについて

【資料 3-2-c】 2024_HT 成果発表会開催要領

【資料 3-2-d】 2024 特 B 研究計画発表会開催要領

【資料 3-2-e】 2024 特 B 中間発表会開催要領

【資料 3-2-f】 2024 特 B 修了発表会開催要領

【資料 3-2-g】 ICT 概論（研究科長オリエン）

3-3 キャリア支援

3-3-① 教育課程におけるキャリア教育の実施

3-3-② キャリア支援体制の整備

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 教育課程におけるキャリア教育の実施

本学は専門職大学院であるため、教育課程全てがキャリア教育に直結している。このことを前提として、ICT プロフェッショナルコースでは、1 年次に大きく 3 フェーズに分けて次のようなキャリア教育を実施している【資料 3-3-4】。まず、最初のフェーズは入学初期の特別講義であり、自分のキャリアを考えることを理解し、IT 人材像のイメージを掴んだ上で、目標とする人材像の設定、および学習計画の立案を行う【資料 3-3-1】。第 2 のフェーズは、6 月中に実施し、自己の強みの再認識と、目標人材像と学習計画に見直しを行う【資料 3-3-a】。最後のフェーズは 1 年次の終わりに実施し、1 年を振り返って 2 年次に

向けて、目標人材像と学習計画の見直しを行う【資料 3-3-b】。上記の指導は ICT キャリア教育担当教員が中心になって行い、目標人材像や学習計画のデータはセルフアセスメントシート【資料 3-3-c】にまとめたものを、研究室の指導教員と共有している。また、情報処理技術者試験など、IT 関連の資格試験の受験を推奨している。それらの試験の対策書籍をまとめたコーナーを図書室に設けてあり、学生が利用し易いようにしてある。また、ICT イノベータコースでは、入学時に 2 回、キャリアプラン等についてと日本で働く方法等についてキャリア教育を実施している。

就職に対する相談・助言体制としては、学生委員会【資料 3-3-3】と法人本部キャリアセンターが連携し、就職活動支援に関する業務を担当している。就職を希望する学生に最初に行うことが、M1 の学生を対象とする就職ガイダンスである。令和 6(2024)年度の実績では、合計 2 回のセミナーを実施した。第 1 回目は 6 月 11 日に「就職活動の進め方とキャリアセンターの利用方法」と題して、卒業までの期間で就職活動をどの様に進めるのか全体像の説明とその際に必要となる情報の収集や必要なサポートを受けるためのキャリアセンターの活用方法などの説明を行った【資料 3-3-d】。第 2 回目は、令和 7(2025)年 2 月 5 日に、「企業採用担当者の目線からの就職活動の進め方」と題して、企業採用担当の経験のある教員が登壇し、企業の採用担当者の目線から、就職面接などに臨む学生に期待している内容を解説し、より実践的な観点から、就職活動を進められるような知識を共有する説明を実施した【資料 3-3-e】。これらの資料は Moodle 上に公開しており、ガイダンスに参加できなかった学生へのフォローも行っている。また、キャリアセンターが就職情報サイトとしてイントラネット上に各種情報を公開している【資料 3-3-f】。その中には企業からの求人情報も含まれている。IT 関連では、卒業生が就職した企業や、キャリアセンターの担当者が企業の求人担当者と直接面談をして情報を入手した企業を中心に、数百件の求人情報が掲載されている。全就職希望者の就職活動状況を、毎月学生委員が調査を行っている。この情報は教授会で報告されて全教職員で状況を共有する他、何か問題を抱えているような学生をピックアップして学生委員が個別に面談を行うなど、支援活動に役立っている。

3-3-② キャリア支援体制の整備

法人本部キャリアセンターとの連携による就職関連情報の提供を実施すると共に、必要に応じて、学生が、履歴書やエントリーシートの作成方法の相談や指導を受けることができる体制を整えている。

あわせて、学生委員会が窓口になり、企業からの採用希望の窓口になり、学内での会社説明会の開催の企画、運営を実施している。

また、学生の就職や進学活動に対するアドバイスは、各研究室の担当教員も積極的に行うようにし、学生の要望に合わせて、教員間で連携をとり、希望の進路に進むことが出来るための的確な助言ができるような体制としている。

【資料 3-3-1】 ICT キャリア教育第 1 回_2024

【資料 3-3-2】 キャリア支援は 授業科目外で実施 (該当なし)

【資料 3-3-3】 学生委員会規程

- 【資料 3-3-4】 ICT キャリア教育第 1 回_2024
- 【資料 3-3-a】 第 2 回 ICT キャリア教育_2024
- 【資料 3-3-b】 最終回 ICT キャリア教育_2024
- 【資料 3-3-c】 セルフアセスメントシート
- 【資料 3-3-d】 第 1 回就職ガイダンス_2024
- 【資料 3-3-e】 第 2 回就職ガイダンス_2024
- 【資料 3-3-f】 キャリアセンターの就職情報サイト kobedenshi.ac.jp/job_license/

3-4 学生サービス

3-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 3-4 の自己判定

規準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 学生生活の安定のための支援

学修支援を除く学生サービスのための組織としては、学生委員会【資料 3-4-1】【資料 3-4-2】【資料 3-4-3】、事務局、法人本部キャリアセンターがあり、それぞれに様々な活動を行っている。法人本部キャリアセンターでは、学生に対する求人票の提示や企業説明会の案内を行う以外に、就職支援サイトの作成・運営と学生への情報紹介も行っている。大学院事務局では、学生の種々の相談に対応するとともに、各種証明書の発行、留学生の在籍管理をはじめ入国管理局関係の事務手続きの申請取次などの学生生活支援を行っている。本学在籍生の過半を占める修学に日本語を必要としない ICT イノベータコースの海外留学生に対応するため平成 26(2014)年に国際化推進センター(International Center)を設立し、生活面の支援を担当する専任部署とした。国際化推進センターは専任職員 2 名に加えて、外部から雇用した特別チューターや学内から募集したチューターとともに、日本語にハンディのある留学生が安心して学生生活を送るための支援を行ってきた。この国際化推進センターについては平成 29(2017)年秋に事務局に発展的に吸収され、現在は事務局全体でその任を担当している。

本学独自の奨学金制度としては、日本人学生を対象とした「学生応援奨学金」【資料 3-4-4】【資料 3-4-a】および神戸電子推薦入学生制度、留学生を対象とした「外国人(留学生)学費援助奨学生制度」【資料 3-4-b】、全学生を対象とした「フルオンライン履修制度」がある。学生応援奨学金は、1 年次は、第 1 回及び第 2 回入学試験受験者の内、本学が定める認定基準を満たし、且つ優秀な成績で合格した者より認定し、また、2 年次は、1 年次の学業成績及び学生生活態度が優秀であり、且つ本学が定める認定基準を満たしている者より認定し、学費の年間 20 万円を付与する制度である。神戸電子推薦学生制度は、同じ法人の専門学校である神戸電子専門学校の卒業生で成績優秀につき同校より推薦を受けた学生につき、入学金を減免する制度である。外国人(留学生)学費援助奨学生制度は、「留学」の在留資格で入学する者の中で希望者(私費留学生に限る)に対して、財政状況に関する面談と審査を行い学費援助奨学生として 20 万円、40 万円、60 万円を 1 年次の授

業料から減免する制度で、2年次については、1年次の学業成績及び学生生活態度を総合して判断の上、継続の有無を認定する。なお、令和6(2024)年度は、学生応援奨学金24人、外国人留学生学費減免47人、フルオンライン履修制度22人、神戸電子推薦学生制度利用者は0人(直近では令和5(2023)年度に1人)の実績があった。

奨学金とは異なるが、本学情報技術研究科情報システム専攻は、平成27(2015)年より雇用保険法第60条の2に規定する教育訓練給付金の対象講座として厚生労働大臣の指定を受けている。社会人学生が多いこともあり、例年着実な利用実績をあげている。また、本学独自の奨学金制度を補い学生サービスの充実を図るために、学外の奨学金制度を積極的に活用している。日本学生支援機構の奨学金制度をはじめ各種団体の奨学金制度の実績を重ねている。

本学では運動部や文化部等のクラブ活動は実施していない。しかしながら、平成26(2014)年からは国際化推進センターが中心となり留学生を対象として、多彩な課外活動を実施してきた。これらの活動は、教育・研究支援に関わるものから地域交流まで幅広いものである。これらの活動は一般学生もチューターとして参加するなど、本学を特徴づける活動となっている。社会連携推進室においても、企業連携を主題として各種の行事参加などを実施してきた。また、学生が学会で発表するなど学習上必要と認められる場合には、交通費等の費用の一部を支援する「学生の学会発表支援制度」【資料3-4-c】を定めている。

本学ではカウンセリングなどの心的支援を行うために学生相談窓口という相談室【資料3-4-d】があり、月に2日程度、外部からカウンセラが来て学生の精神的な悩み等に対応している。相談は予約制となっており、希望する学生は決められたメールアドレスにメールを出して相談の予約をすることになっている。

【資料3-4-1】学生委員会_2024活動実績と2025活動計画

【資料3-4-2】【資料3-4-3】学生委員会規程

【資料3-4-4】特別特待生授業料減免規程

【資料3-4-a】KIC奨学金制度(日本人)学生応援奨学金

【資料3-4-b】外国人(留学生)学費援助奨学生制度

【資料3-4-c】教員マニュアル

【資料3-4-d】学生相談窓口案内_Student Counseling Desk

3-5 学修環境の整備

3-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な管理運営

3-5-② 図書館の有効活用

3-5-③ 施設・設備の安全性・利便性

(1) 3-5の自己判定

基準項目3-5を満たしている。

(2) 3-5の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な管理運営

本学のキャンパスは、神戸市中央区加納町に有する 1 箇所のみであり、JR、阪急、阪神、市営地下鉄など各線の三宮駅及び新神戸駅から徒歩約 10 分の位置にある。収容定員 110 名に対し、校舎面積は 3,335 m²、校地面積は 551 m²を有している。8 階建て建物の 1～3 階と 5～8 階は大学院が占有し、4 階は神戸電子専門学校と共有している。占有エリアには、4 つの教室、教員研究室、自習室、集合ゼミ室、コミュニケーションエリア、図書室、保健室を有している。現在の授業カリキュラムでは教室の数が 4 つでも稼働状況には十分な余裕がある。教室 D は実習用の PC を 40 台備え、主に OSS (Open Source Software) 領域及びプログラミング領域の実験・実習科目に使用している。OSS を活用した情報システム教育を行うため、設置しているパソコン全てで Windows と Linux を利用可能にしている。大人数での講義授業や特別講演会などのイベントには、法人共有の施設である北野館 B1F ソニックホール及びホワイエを使用している。これら学内施設の利用状況は、法人本部で管理しており、利用希望者は事務局を通じて予約する方式を採用している。施設の維持管理は法人本部の施設設備管理グループが任を負っている。なお、本学は学部を擁しない専門職大学院であるため、運動場、体育施設は備えていない【資料 3-5-1】【資料 3-5-2】。

3-5-② 図書館の有効活用

本学の図書室は床面積約 142 m²、閲覧用机 5 卓と椅子 20 脚を備え、在籍学生数 100 人程度の大学院としては十分なスペースを有している。また蔵書は IT 関連の専門図書を中心に 5,405 冊を有している。蔵書については、特に外国人留学生の増加を踏まえて、英語書籍の充実をはかってきた。平成 26(2014)年 3 月時点で 153 冊であった英語蔵書は、1,444 冊となっている。学生への図書貸出・返却業務などは図書室隣の事務局職員が行うことになっている【資料 3-5-3】【資料 3-5-4】。図書室は特に施錠されることが無いことから、大学院建物の開館時間（月曜日から土曜日 9:00-17:00）は何時でも学生は図書室を利用できるようになっている。

本学では、学生全員に対して、個人用ノートパソコンを必携としている。学生各人はノートパソコンを使用して、授業や自習において常に必要な情報を検索・収集できるよう、学内には無線 LAN の環境を整備し、学内のどこにいても学内システムやインターネットを利用することができる環境を提供している。授業資料や学生向け連絡などの情報を必要な時に閲覧できるよう、学習支援システム Moodle 及びファイルサーバを整備している。Moodle は学外からも閲覧することが出来るため、自宅や職場においても資料や情報の確認ができる環境を提供している。

3-5-③ 施設・設備の安全性・利便性

本学の校舎は建築時期が昭和 60(1985)年 12 月であり、新耐震基準を満たしている【資料 3-5-5】。

本学には肢体障害を持つ車椅子の留学生が入学したことがあるが、8 階建て建物には 2 基のエレベーターがあり、入り口の段差も僅かであることから、教職員や学生の補助で対応した実績がある。

【資料 3-5-1】 教員マニュアル

【資料 3-5-2】 ICT 概論（研究科長オリエン）

【資料 3-5-3】 【資料 3-5-4】 図書室利用方法_How To Use Library

【資料 3-5-5】 建物の耐震化率を示す資料

<https://www.kic.ac.jp/index/outline/earthquake-resistance-rate/>

[基準 3 の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学の大きな特長は「多様な学び」である。実際、本学には、年齢、性別、国籍、日本語レベル、文系理系、文化や価値観など、多様な学生が在学している。また、小規模であることで同質の人で固まることはむずかしいので、必然的に交流が必要となり、授業でのグループワークや、ゼミでの研究活動を通して、多様な価値観にふれて学習や研究を進める事ができている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

大きな課題のひとつは、本学の多様な学生に対する就職活動の支援である。就職活動の支援に対しては、大学院の指導教員、学生委員会と学園のキャリアセンターが連携して対応している。

しかし、年齢、性別、国籍、日本語レベル、文系理系、文化や価値観など、多様な学生がおり、就職活動に対して全てに十分に対応することが困難であり、個別対応にならざるを得ない。実際、学園のキャリアセンターの来る企業からの求人は、専門学校の新卒の日本人学生を主な対象としている場合が多く、大学院のキャリア採用や、外国人留学生の応募に適したものは多くない。従って全ての学生に十分な支援ができていない場合もある。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

上述したように、学校側で全て十分にサポートすることはむずかしいので、なるべく学生が自主的に活動できるように、個々の学生の就職に対する理解やマインドの醸成が図れるように、キャリア教育などをより充実していきたい。

また、企業に対しても本学の学生についての情報提供など、より積極的に働きかけを実施していきたい。

基準 4. 教育課程

4-1-① ディプロマ・ポリシーの策定と周知

4-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① ディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学では、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与に関する方針）【資料 4-1-1】
【資料 4-1-2】として「所定の修学期間を通じて必要単位を取得し、ICT 分野の知識と専門技術力、ICT 応用分野の知見、更にはこれらを現実的な社会課題に応用して主体的に課題解決する手法を身につけたと判断できる学生には、「情報システム修士（専門職）」の学位が与えられます」と規定している。より具体的な 2 つの人材像として下記を示している。

- ・社会の課題に対し、自ら ICT 技術を用いてシステム開発や維持管理などを行うことを通じて解決策が提供できる人材
- ・社会の課題に対し、ICT 技術を活用した解決策を立案し、ICT 技術者の協力を得て、課題解決実践のリーダーシップが発揮できる人材

上記のように設定された修了の認定に関する方針、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与に関する方針）をホームページ内の情報公開ページに掲載し、学生、教員および学外に周知している。【資料 4-1-3】

4-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知、厳正な適用

ディプロマ・ポリシーを踏まえ、単位の認定基準は全科目について個別に策定されており、シラバスによって学生および教職員全員に周知されているだけでなく、シラバスも HP 上に公開されており、外部にも周知している。より具体的な策定方法として、まず本学の教育目標と各科目の学習目標との対応付けを行う。次に、各科目の学習目標に対し、達成度評価の考査方法と配点を定める。考査は、試験、レポート、プレゼンテーション、報告書等である。成績評価は、S、A、B、C 及び D の評価に分け、S、A、B 及び C を合格とし、これに対して所定の単位を与える。各評価基準は、表 4-1 の通りとし、履修要覧にて周知されている【資料 4-1-4】。

表 4-1 成績評価基準

成績評価	成績得点	単位取得の有無
S	100 ～ 90 点	単位取得 有
A	89 ～ 80 点	
B	79 ～ 70 点	
C	69 ～ 60 点	
D	59 ～ 0 点	単位取得 無

進級基準は、2 つの人材像を育成する上で最も重要な科目である「特定課題研究 A の単位を取得していること」である。なお、特定課題研究 A の単位取得の基準は、上記の各科目の単位認定基準と同様のプロセスで定められ、シラバスによって周知されている。

修了認定基準は、HP 上に「学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっての基準」【資料 4-1-5】として公開されており、ディプロマ・ポリシーと共に以下のように策定さ

れている。また、履修要覧にも修了要件として同様に記載されている。

修了要件

(履修規程第8条)

8. 修了要件

本大学院を修了するためには、本大学院に2年以上（休学期間を除く）在学し、授業科目について必修科目の単位を修得した上で、40単位以上を修得しなければならない。ただし、特に必要と認められる場合は、1年以上2年未満とすることができる。

(学位規程第3条)

学位は、履修規定に定める修了要件を満たし、教授会の審議を経て、学長が学位の授与を認めた者に授与する。

これらのことから、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、修了認定基準が策定され周知されていると判断する。

単位認定基準の適用について、成績評価がC以上のものを合格とし、教員が提出した成績評価表について大学院事務局がダブルチェックを行うことで、厳正に適用している。進級基準の適用については、特定課題研究Aの単位認定と同様のため、研究室指導教員が最終的な判断を行う。一方で、基準に偏りが出ないようにするため、特定課題研究Aの成果発表会【資料4-1-a】が全学的に行われる。その発表の評価には他研究室の教員も参加し、成績評価に点数として反映されるほか、教授会にて発表会の振り返りも行われる。修了認定基準については、修了判定会議によって厳正な適用を行っている。修了判定会議では、学生の一人一人に対して事務局から提出される取得単位数の確認と、修士論文の主査による特定課題研究Bの評価点数の報告が行われる【資料4-1-b】。主査による評価は研究に対する取り組み30点、修士論文30点、その他10点の計70点満点で評価シート【資料4-1-c】を用いて行われる。副査は修士論文について副査評価シート【資料4-1-d】を用いて評価を行い比較することで、主査と評価の妥当性を確認している。特定課題研究Bにおける各種発表会のプレゼンテーションの点数に関しては、特定課題研究Aと同様に全学的に行われる発表会における全教員の平均点で評価が行われる。つまり修了判定において100点のうち発表点30点は全教員による評価となり、修士論文点の30点も主査と副査による評価となるため、特定課題研究Bの評価点数については、過半数以上の点数について主査以外の教員に発言権があり、厳正な適用を担保していると言える。修了判定会議後、主査は審査に合格した学生に対し修士論文審査報告書を作成する。報告書は主査と副査によって確認印が押印され、事務局に提出・保管される。

なお、本学ではGPA(Grade Point Average)を正式に導入してはいないが、2年次特待生の選考および修了生成績優秀者選考の際に選考基準として利用されている。また、特に留学生などから求められる場合に例外的に成績証明書に付記して発行している。

教育目的として「人間力を有する高度 ICT 人材の育成」を掲げ、それを踏まえたディプロマ・ポリシーとして2つの人材像が明確に定められている。定められたディプロマ・

ポリシーは HP 上で広く周知されている。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、修了認定基準は、それぞれ明確に策定されており、HP および各種規程において周知されている。策定された各基準については、複数の人間がチェックする仕組みとなっており、厳正に適用されていると言える【資料 4-1-6】。

【資料 4-1-1】ディプロマ・ポリシーを示す部分の URL

<https://www.kic.ac.jp/wp-content/uploads/2023/09/05a8c146a5350b7335f46d0505db9f55.pdf>

【資料 4-1-2】教授会規程

【資料 4-1-3】ICT 概論（研究科長オリエン）

【資料 4-1-4】履修規程

【資料 4-1-5】学修の成果に係る評価及び修了の認定基準、並びに修了者数に関して

【資料 4-1-6】教授会規程

【資料 4-1-a】成果発表会評価シート

【資料 4-1-b】修了発表会評価シート

【資料 4-1-c】特定課題研究 B 主査評価シート

【資料 4-1-d】特定課題研究 B 副査評価シート

4-2 教育課程及び教授方法

4-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

4-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

4-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

4-2-④ 教養教育の実施

4-2-⑤ 教授方法の工夫と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学のカリキュラム・ポリシー【資料 4-2-1】は以下のように定められている【資料 4-2-2】【資料 4-2-6】。

本学のカリキュラム体系は、大きく 3 つの領域で構成されている。

(1) ICT の知識と専門技術力を修得する「ICT 技術系科目」

(2) ICT の応用分野の知見を得る「ICT 応用系科目」

(3) 実際に ICT を活用して社会課題の解決を図る「探究実践系科目」

(1)、(2)の領域については、各学生の経験と志向に応じて選択できるように構成されており、科目の多くは、理論や手法を講義で学び、演習を行って修得し、さらには実践に近

いケースで、学生が課題解決を主体的に体験する「アクティブラーニング」形式で行われるという特徴を持つ。

(3)については全学生が必修であり、「探究実践演習」で基本的な概念・スキルを習得した後に、「特定課題研究 A」、「特定課題研究 B」で、各学生が自ら興味のある課題分野について、テーマの発見、解決策の仮説の構築、仮説の検証、および ICT を用いた解決策の実施と効果検証、を教員の指導のもとに主体的に実施し、この結果を論文としてまとめ、発表する。

定められたカリキュラム・ポリシーは、学生・教員だけでなく社会へ広く公開するため、公式 HP の「情報公開」ページにおいてアドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシーと共に公開されている。

これらのことから、カリキュラム・ポリシーが策定され周知されていると判断する。

4-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

カリキュラム・ポリシーの策定においては、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保するため、はじめにディプロマ・ポリシーに定めた育成人材像から、そこへ到達するための学習・教育目標を定めた。次に、これらの学習・教育目標に学生が到達するために、教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）を定めることで、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性を確保している。

これらのことから、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性は確保されていると判断する。

4-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学では「社会の課題に対し、自ら ICT 技術を用いてシステム開発や維持管理などを行うことを通じて解決策が提供できる人材」および「社会の課題に対し、ICT 技術を活用した解決策を立案し、ICT 技術者の協力を得て、課題解決実践のリーダーシップが発揮できる人材」といった 2 つの育成人材像をディプロマ・ポリシー内で定めており、そのような人材に到達するように学習・教育目標として

- A) 高度 ICT スキルの修得
 - A-1. 基礎的素養
 - A-2. 専門知識および実務応用力
- B) 人間力の修得
 - B-1. 自ら強みを磨き続ける力
 - B-2. 自ら社会における課題を発見し、解決する力
 - B-2-1. 課題設定
 - B-2-2. 仮説立案
 - B-2-3. 仮説検証
 - B-2-4. 実行
 - B-3. 社会人基礎力
 - B-3-1. 前に踏み出す力

- B-3-2. 考え抜く力
- B-3-3. チームで働く力
- C) 職業倫理の修得

といった3点を掲げている。更に、これらの学習・教育目標に学生が到達するために、教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）を定め、育成人材像毎にカリキュラム体系を整理している【資料4-2-6】。図4-1にカリキュラム体系を示す。



図4-1 カリキュラム体系

本学では、図4-1に示す通り、カリキュラム体系を3つの科目群で構成した。

- (1) ICTの知識と専門技術力を修得する「ICT技術系科目」
- (2) ICTの応用分野の知見を得る「ICT応用系科目」
- (3) 実際にICTを活用して社会課題の解決を図る「探究実践系科目」

「ICT技術系科目」及び「ICT応用系科目」科目群は、各学生の経験と志向に応じて選択できる科目を編成する。さらに、それらの前提知識となる「基礎系」の科目を配置している。これらの科目は、理論や手法を講義で学び、演習を行って修得し、さらには実践に近いケースで、学生が課題解決を主体的に体験する「アクティブラーニング」を取り入れている。また、「探究実践系科目」の領域については、全学生が必修であり、まず「探究実践演習」で「探究実践プロセス」の基本的な概念・スキルを習得する。その後、「特定課題研究A」、「特定課題研究B」で、各学生が自ら興味のある課題分野について、テーマの発見、解決策の仮説の構築、仮説の検証、およびICTを用いた解決策の実施と効果検証、といったプロセスを担当教員のもとで主体的に実施する。

シラバス作成依頼時には、学習・教育目標に沿った形で、全科目に対する学習・教育目標との関与度合い要件リストを担当教員に渡すことで、それぞれが学習・教育目標を強く意識している【資料4-2-7】。学習・教育目標との関与度合いリスト【資料4-2-a】では、

当該科目で対応すべき教育目標には○を付け、当該科目で可能な限り対応すべき教育目標には、△を付けるような仕組みとなっている。教員は関与度合い要件リストを土台として、実際に授業において対応できる学習目標を設定しシラバスにもその旨を明記する。

また、令和 2(2020)年度からカリキュラム全体を第 3 者視点で評価してもらう仕組みとして、県内の IT 企業の人材など複数名からのヒアリングも実施している。

上記のように育成人材像毎にカリキュラムを体系化し、科目群を編成したが、各学生が目指す人材像に対して、どのような科目を履修すればよいのかわかりやすく明示する必要がある。そこで本学では、授業科目と育成人材像との関係を明確に示すために、コースマップを定義している。図 4-2 にコースマップを示す【資料 4-2-4】。

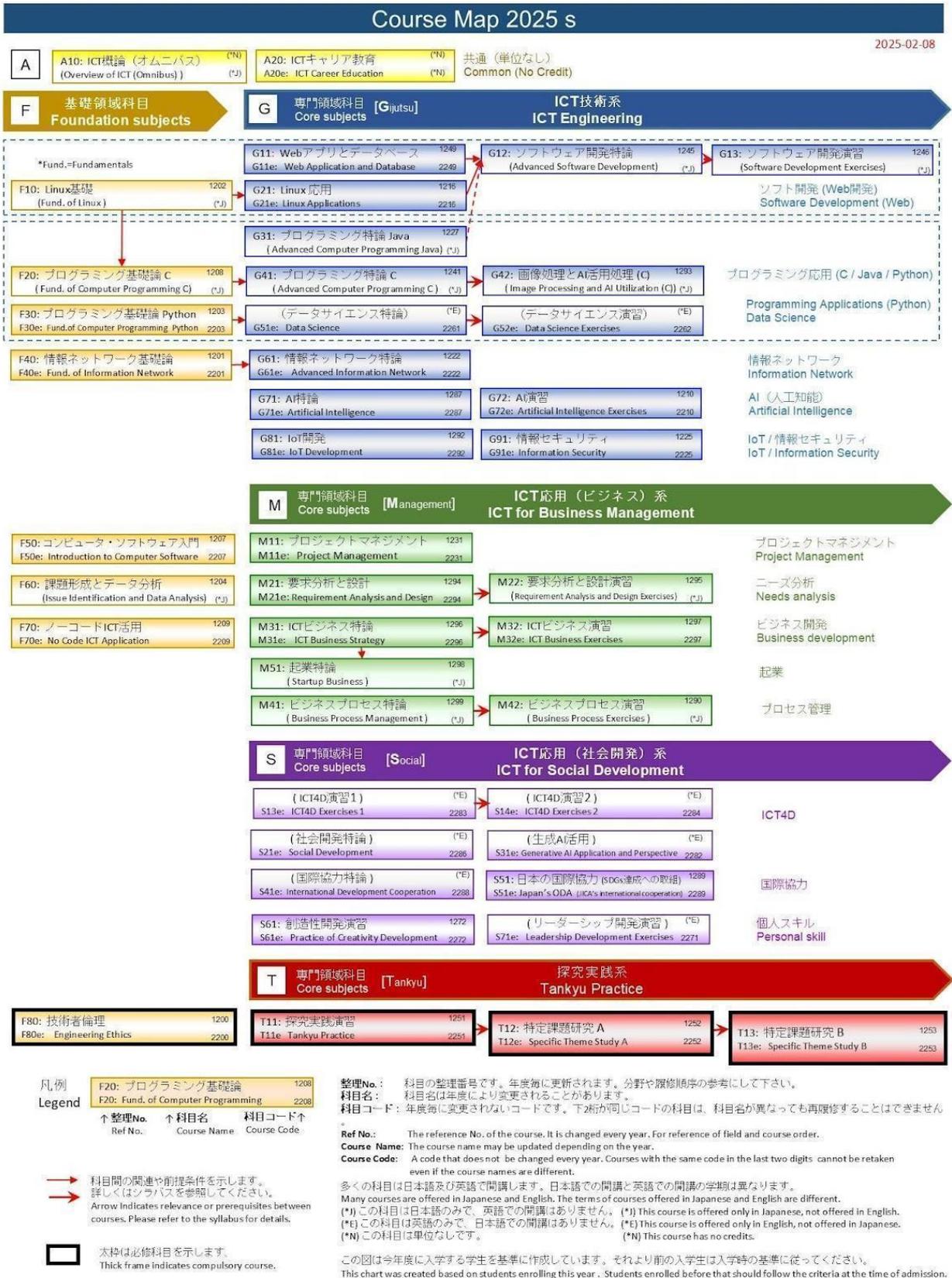


図 4-2 コースマップ

コースマップは配布される履修要覧および HP に掲載されており、学生は、自身の目指す目標人材像を定め、各人の専門領域を決定した上で、コースマップを見ながら履修する科目を計画、登録することが可能となっている。その際、多様な学生に対応するため、ICT キャリア教育において、個別の履修計画設定を支援している。なお教員へも、次年度に向けたシラバス作成依頼時にコースマップが配布される。そのほか、令和 3(2021)年度より入学直後に教務オリエンテーションとして、将来のキャリアや各学生のバックグラウンドと紐づけながら、履修登録に向けたカリキュラムの説明を実施している【資料 4-2-3】。また、履修要覧でも、年間登録単位数の合計が 36 単位以下になるように規定している (CAP 制)【資料 4-2-5】

これらのことから、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程が体系的に編成されていると判断する。

4-2-④ 教養教育の実施
該当なし。

4-2-⑤ 教授方法の工夫と効果的な実施

本学における科目の多くが、理論や手法を講義で学び、演習を行って修得し、さらには実践に近いケースで、学生が課題解決を主体的に体験する「アクティブラーニング」形式で行われている。また、実践教育の充実のため、様々な授業においてグループワークが実施されているだけでなく、実践的な開発作業の進め方を身につけるため、疑似的なソリューション構築からソフトウェア開発プロジェクトの運営を、PBL 形式で実習や研究活動を通して実施している。授業形態については、表 4-2 に示すように、学習・教育目標とそれぞれの目標達成に必要な活動（授業形態・評価方法）としてシラバス作成ガイドに記載されている。

表 4-2 学習教育目標と授業形態の対応表

学習・教育目標			学習・教育目標の概要	学習・教育目標達成に必要な活動	
大項目	中項目	小項目		授業形態	評価方法
高度 ICT スキルの修得	基礎的素養	—	基礎レベル (ITSS Lv2) の知識・スキルを修得する	講義 演習 (個・グループ) 議論 (グループ) 発表 (個・グループ)	期末試験 小テスト レポート 成果物 発表
	専門知識および実務応用力	—	専門レベル (ITSS Lv3) 以上の知識・スキルを修得する		
人間力 (= 探究力) の修得	自ら強みを磨き続ける力	—	自己分析を行い、今後磨き続けるべき自らの強みを定めると共に、継続的な活動を通じてそれらを伸ばす力を修得する	演習 (個・グループ) 議論 (グループ) 発表 (個・グループ)	レポート 成果物 発表
	自ら社会における課題を発見し、解決する力	課題設定	課題 (探究チャートにおける「問題意識」) を設定できる	演習 (個・グループ) 議論 (グループ) 発表 (個・グループ) フィールドワーク	レポート 成果物 発表
		仮説立案	課題を解決するための方法 (探究チャートにおける「提供価値」「価値を実現するために必要なもの」) を立案できる		

神戸情報大学院大学

		仮説検証	立案した解決方法が正しいかどうか、事前に検証できる		
		実行	課題を解決するための方法を実現（実行）できる		
	社会人基礎力	前に踏出す力	一歩前に踏み出し、失敗しても粘り強く取り組む力を修得させる	演習（個・グループ） 議論（グループ） 発表（個・グループ） フィールドワーク	レポート 成果物 発表
		考え抜く力	疑問をもち、考え抜く力を修得させる		
チームで働く力		多様な人々とともに、目標に向けて協力する力を修得させる			
職業倫理の修得	-	-	専門的な知識、技能や技術、専門職業人としての役割と責任と職業倫理を理解し、活用できる	講義 演習（個・グループ） 議論（グループ） 発表（個・グループ）	期末試験 小テスト レポート

また、効果的な教授方法については、実践した教員が研究科ミーティングで情報共有することで、組織全体の教授能力向上に努めている。

各クラスの学生数については、必修科目（探究実践演習、技術者倫理）では、ほぼ入学者数（30名程度＝全体の1/4）で、他の選択科目はそれより少なく20名前後であることが多い。

これらのことから、教授方法の工夫・開発と効果的な実施がされていると判断する。

カリキュラム・ポリシーおよび学習・教育目標がディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保されながら適切に策定され、それらに沿ったシラバス作成が行われている。

教授法は、学習・教育目標に合わせて効果的な方法が適宜選択されている。そのほかに、効果的と考えられる教授方法や工夫については、全教員と共有できるような仕組みとなっている。

【資料 4-2-1】カリキュラム・ポリシーを示す URL

<https://www.kic.ac.jp/wp-content/uploads/2023/09/05a8c146a5350b7335f46d0505db9f55.pdf>

【資料 4-2-2】教授会規程

【資料 4-2-3】新入生オリエンテーション資料（KICのカリキュラムについて）

【資料 4-2-4】コースマップ

【資料 4-2-5】履修要覧

【資料 4-2-6】教務委員会規程

【資料 4-2-7】シラバス作成ガイド

【資料 4-2-8】教養教育を検討する会議体は設けておらず該当なし

【資料 4-2-9】本学は専門職大学でないため該当なし

【資料 4-2-10】本学は専門職大学でないため該当なし

【資料 4-2-a】授業科目の学習・教育目標に対する関与の程度

4-3 学修成果の点検・評価

4-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

4-3-② 教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

入学から修了までの総合的な学修成果の点検のために、1 年次には成果発表会、2 年次には研究計画発表会、中間審査発表会、修了発表会を設け、学修経過と成果を全教員によって点検し、学生にフィードバックする仕組みを確立している【資料 4-3-1】【資料 4-3-2】。また、研究計画発表会を除く各発表会においては、評価シートが用意されており、学修成果を定量的に評価している。発表会以外では、学生に向けたキャリア教育を毎年実施している。キャリア教育では、自らが自己成長目標の設定と学習計画を立案した上で、セルフアセスメントにより点検を定期的に行う仕組みとしている。

より細かな授業毎の学修成果の点検・評価に関しては、本学の LMS(Learning Management System)である Moodle 上にて集められる学生による中間授業評価アンケート、および最終授業評価アンケートによって行っている【資料 4-3-5】。アンケート内では、学生自身による理解度の自己評価や、学習目標への到達度を確認する項目があり、学修成果の点検に利用される。

これらのことから、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法が確立・運用されていると判断する【資料 4-3-4】。

4-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

入学から修了までの一貫した学修成果の点検・評価については、各種発表会においてリアルタイムでのフィードバックが実施されている。特に、教員による評価シートには、学修成果のみならず、教育内容・指導方法の改善に資する具体的なコメントを記入する欄が設けられており、これにより授業や指導の質的向上を促す体制が整備されている。各発表会で作成された全教員の評価シートは、指導教員を通じて学生個々に対して還元される仕組みとなっており、学修成果の可視化とその改善への意識づけに貢献している。

さらに、個別の授業レベルでの学修成果に関しては、毎年実施される授業評価アンケート【資料 4-3-d】を通じて点検・評価を行っている。これらのアンケート結果は FD 委員会によって集計・分析され、その結果はすべての教員に公開・共有されるとともに、教授会や研究科ミーティング等の場で議論の対象となる【資料 4-3-6】。こうした共有と対話を通じて、教育活動全体の質向上が図られている。また、各教員は自身が担当する全ての授業（研究室指導を含む）について授業報告書を作成し、その内容を次年度の授業設計や指導法の見直しに活用している【資料 4-3-a】【資料 4-3-b】【資料 4-3-c】。

これらのことから、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けて、学修成果の点検・評価結果がフィードバックされていると判断する。

- 【資料 4-3-1】 【資料 4-3-2】 新入生オリエンテーション資料
(KIC のカリキュラムについて)
- 【資料 4-3-3】 修了までの教員の動きマニュアル
- 【資料 4-3-4】 教務委員会規程
- 【資料 4-3-5】 2023 年度 3 月プロ・イノベハトレ M2 学生アンケート集計(3 月末)
イノベータコース M2 (2024 年 10 月実施) アンケート
- 【資料 4-3-6】 240401 及び 250407 研究科ミーティング議事要旨
- 【資料 4-3-a】 授業報告書テンプレート
- 【資料 4-3-b】 特定課題研究 A 報告書テンプレート
- 【資料 4-3-c】 特定課題研究 B 報告書テンプレート
- 【資料 4-3-d】 2024 年度授業アンケート集計

[基準 4 の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学においては、教育の多様化および学生の主体的な学びを促進する観点から、ハイフレックス型授業の導入を積極的に推進している。現在では、一部の例外を除き、多くの授業において、学生が自身の生活状況や学習スタイルに応じて「教室での対面受講」または「オンライン（遠隔）での受講」を選択できる体制が整備されている。この取組みにより、通学が困難な学生や時間的制約のある学生にも継続的な学修機会を提供できるようになり、学修の自由度と満足度の向上に寄与している。また、教員にとっても、対面とオンライン双方に対応した授業設計力の向上が求められることから、教育の質的向上にも資する特色ある取組みである。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

教員間の連携は、研究科ミーティング（毎月開催）を通じて行われている。これにより、関連する担当教員間での意見交換や連携が促進されている。これらの活動が有効に機能していることは、外部認証評価時に研究科ミーティング議事要旨および FD 実施記録で確認されている。一方、連携を通じて得られた教育上の成果を具体的に示す取り組みを、より充実させることが望まれている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

前述したように、連携によって生まれた教育上の成果を、第 3 者にも分かる形で示す工夫が不十分であることが課題である。これに対応するため、今後は授業報告書のフォーマットに「教育上の工夫や成果」に関する記述欄を新設し、各教員が授業を通じて得た具体的な知見や改善の取り組みについて簡潔に記録できるよう検討している。

さらに、提出された報告書の中から FD 委員会が教育的示唆に富んだ事例を抽出・編集し、「FD ダイジェスト」として学内に共有する取り組みを検討する。この FD ダイジェストは、短時間で読める箇条書き形式を基本とし、教育活動の工夫や成果を可視化することで、教員間の連携と相互学習を促進することを目的とする。

本取り組みにより、教育実践の中に潜在する成果を組織的に収集・発信することが可能となり、教育の質保証の観点からも学外への説明責任を果たす有効な手段となることが期待される。

基準5 教員・職員

5-1 教育研究活動のための管理運営の機能性

5-1-① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

5-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化

5-1-③ 職員の配置と役割の明確化

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

本学における教育の中核である「探究実践」は学長自ら提唱するものであり、必須科目を担当するとともに、各科目や研究への展開に対して目配りを行っている。こうした教育研究への方針の徹底について、学長のリーダーシップは適切に発揮されている。

一方で、学長（炭谷俊樹）が非常勤勤務であることから日常的な運営や課題への意思決定における機動的、弾力的な判断の必要性が高まった。この課題を解決するため平成28(2016)年4月に副学長（福岡賢二（現）学長代理・法人本部長）を学長代行とし、責任体制の強化を図った。

令和3(2021)年4月に新たな副学長（内藤智之）を迎え、新たに一部の校務（教授会、人事教授会、FD委員会、自己点検・評価委員会）を学長の主管として、原則として他の校務について、学長から副学長へ校務の委任を行った。【資料5-1-3】

これは本学においては、法律上求められる「学長」の職務を、炭谷俊樹と内藤智之が一体となって取り組むことが本学の現状に最も適しており、さまざまな課題を克服し戦略的な運営を実現するために当面の間必要であると理事会及び学長、副学長が判断した結果である。これにより責任の所在を明確にし、遅滞なく適切なリーダーシップの発揮が行える体制が確立している。

5-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化

本学において「教授会は、学長、学長代理、副学長、研究科長、研究科所属の専任の教員、事務局長及び学長が指名するその他の職員をもって構成」【資料5-1-4】されており、①学位の授与に関する事項、②学生の入学、課程の修了に関する事項、③学生の賞罰及び除籍に関する事項、④その他学長が必要と認める教育研究に関する重要事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるとともに、①教育課程の編成に係る基本方針に関する事項、②教員の人事に関する事項、③教育課程及び授業に関する事項、④学生の教育・研究指導に関する事項、⑤教育・研究の向上・充実に関する事項、⑥その他教育研究に関する重要事項について審議し、学長等の求めに応じ、意見を述べることとなってい

る。なお、教員の人事に関する事項については、人事教授会において審議される。

本学における教授会は、「教授」のみ参加するものでなく、上記のように全専任教員を対象に開催され、職員も原則として出席している。これは規模の小さな本学においては、大学運営に関して全員の参加と情報の共有により実施していくとの方針に基づいてのものである【資料5-1-5】。ただし、人事教授会に関しては、その扱う内容に守秘性が高いことから教員は教授のみの参加によって行われている。

5-1-③ 職員の配置と役割の明確化

学長が教育研究のリーダーシップをとり、副学長が実質的な大学院全体のマネジメントを行うとともに、研究科長が教育の実施・運営を主管する体制をとっている。また、教育研究上の実務的な課題については、教務委員会、学生委員会、入試委員会、FD委員会、SD委員会、自己点検・評価委員会を設置し、委員として参加する教員による自主的な運営を実現している。この各委員会には事務局職員もメンバーとして参加し連携しながら実務的な支援を行っている。また、教員間、委員会間の連携と情報共有は、研究科長を中心として月1回自主的に開催される「研究科ミーティング」において実施されている【資料5-1-1】【資料5-1-2】。

本学の職員配置については、「事務組織及び事務分掌を定める規程」【資料5-1-7】【資料5-1-8】に事務局長が大学院の所管業務を主管し、事務局職員の職務分掌についても定められている。また、事務局では月2回の事務局ミーティングを正職員全員で開催し、担当業務の進捗状況、学生の状況、業務の予定、その他の情報を共有している。

本学職員の給与や昇進は半年毎の人事考課の結果に基づき決定されるが、その本来の目的は、単に給与や昇進の決定だけではなく、能力開発や意欲向上を通して生産性を高めることにある。考課者は、被考課者の今後の仕事の進め方や能力開発の方向性を決める重要な要素を提供するため、被考課者に半期の成果を振り返る「育成面接」と今後の達成すべき目標設定等に関する「目標面接」を行っている【資料5-1-9】。また、職員の採用については、本学の規模による様々な制約のもと、今後の業務の広がり、留学生対応に必要な英語力を重視し、全体のバランスに配慮しながら進めている。

【資料5-1-1】大学の意思決定に関する組織図

【資料5-1-2】教授会規程

【資料5-1-3】炭谷学長から内藤副学長への委任について

【資料5-1-4】教授会規程

【資料5-1-5】教授会の開催日次・議題一覧

【資料5-1-6】学生便覧

【資料5-1-7】事務局組織図

【資料5-1-8】事務組織及び事務分掌を定める規程

【資料5-1-9】人事考課マニュアル

5-2 教員の配置

5-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

専門職大学院として産業界が求める実務能力を持った人材を育成するため、本学では主に産業界で活躍してきた実務家を教員として招き、企業の実務に繋がる実践的な教育を実施している。その教員組織は、学則第 37 条に「教授、准教授、講師、助教を置く」と定め、令和 7(2025)年 5 月 1 日現在で、専任教員 18 名（教授 12 名（特任教授を含む）、准教授 3 名、助教 3 名）、で構成されている。うち実務家教員は 15 名である（下記*印が実務家教員）。

教授 : 炭谷*、内藤*、土田*、高原*、マルコン*、伊藤*、奥田*、平石*、
岩本*、矢野*、大寺、山中（俊）*
准教授 : 二見*、小藪*、孫
助教 : スクート、宮坂*、石野*

本専攻の設置基準で必要とされている専任教員数は 11 名であり、そのうち半数以上（6 名以上）を教授としなければならないとともに、必置専任教員数の概ね 3 割以上の実務家教員を置かなければならないとされている。本学では、前述のように専任教員を 18 名、うち教授 12 名、実務家教員 15 名を置いており、「平成 15 年度文部科学省告示第 53 号（専門職大学院に関し必要な事項について定める件）」【資料 5-2-a】を遵守している。

こうした専任教員に加えて、8 名の外部実務家を中心とした非常勤教員が各種講義等を担当することで教員陣容の充実を担保している。

特任教授 : 嶋、山中（敦）
特任准教授 : 横山
非常勤講師 : ベイグ、山下
客員教授 : 小塩、竹内、高田

上述のように、本学のめざす「人間力を有する高度 ICT 人材の育成」のための教員について、十分な体制が確立されている。

教員の採用基準や昇格の基準は「教員選考規程」【資料 5-2-1】として開示している。教員任用、昇任等については、教授会規程第 3 条の b)-②及び第 4 条の規程に基づき、人事教授会において審議されている【資料 5-2-2】。

教員に対する業務上の評価は、主として学校法人の評価システムに従って行われている。これは、「目標面接」表に基づく面談により行われている【資料 5-2-b】。大学院ではその視点として、担当する授業、研究室ゼミの学生指導、委員会活動などの学務、自らの研究や社会貢献などから評価を行っている。なお、大学院独自の評価制度については、これまで種々の試みがなされてきているが、実際の運用には至っていない。

また、教員の授業を客観的に評価するために、2-3-①で記したように学生による授業評価アンケートが実施されており、その結果は学内システム等で共有されている。

【資料 5-2-1】 教員選考規程

【資料 5-2-2】 人事教授会内規

【資料 5-2-a】 平成 15 年度文部科学省告示第 53 号

【資料 5-2-b】 教員目標面談シート

5-3 教員・職員の研修・職能開発

5-3-① FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

5-3-② SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

本学では、「FD 委員会規程」【資料 5-3-1】を制定し、FD 委員会を設置している。

主な FD 活動としては、

- ① 全体会議・研修
- ② 研究科ミーティングでのカリキュラムや教授法の意見交換
- ③ 授業アンケートの共有
- ④ 授業報告書、特定課題研究報告書の共有
- ⑤ 授業、特定課題研究（ゼミ）の相互交流

などがある。

特に本学では、前述したように多様な学生に対して、特定課題研究で個人の強みを活かして社会課題を解決するという探究実践を中核としたカリキュラムとなっており、教育内容や方法についても柔軟な対応が求められている。従って、定型的な研修を実施するというより、その対応に応じた教員間の意見交換を重視している【資料 5-3-2】。

5-3-② SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

本学では、大学運営の効率化および職員の専門性向上を目的とし、SD 活動【資料 5-3-3】を実施している。令和 6(2024)年度は次の基本方針のもと大学運営の改善と職員のスキルアップに向けた取組みを進めた。【資料 5-3-4】

- ・コンピュータ総合学園職員としての基礎力の養成…学内研修会への参加、学校業務に関連する研修会参加等による知識・スキルの習得。
 - ・業務効率化の促進…自身の担当する業務について、効率化や質の向上を図る。
 - ・職員のキャリア形成…担当業務以外の新しい業務への挑戦、知識の獲得を目指す。
- 令和 6(2024)年度の活動実績は以下のとおりである。

神戸情報大学院大学

実施日	研修	対象	実施形式	活動内容
2024. 04. 01	教職員オリエンテーション・全体研修	全教職員	対面	理事長訓示:組織について、新入教職員紹介、辞令書授与、教職員表彰、事業計画共有 テーマ研修「AI の業務活用について」 1. 映像視聴 「chatGTP の解説」 2. 授業で使用する教科書の概要説明および IT 分野での活用紹介 3. ハード分野での活用紹介 担当 稲泉先生 4. (都合により)映像 AI 究極の知能への挑戦
2024. 07. 23	夏季教職員全体研修	全教職員	対面	1. 学園の強みに関して(60 分) 2. 各部署での AI の活用(90 分) 3. 防災に関して(15 分)
2024. 11. 01	中間期職員全体会議	全教職員	対面・オンライン	大学院、専門学校の各部署における事業計画の中間報告
2025. 01. 06	年頭式	全教職員	対面・オンライン	理事長訓示、教職員表彰、新入教職員紹介、設置校・各部門の事業動向の共有、その他、連絡事項
2024. 04. 01 - 2025. 03. 31	個別外部研修会等への参加	各教職員	対面・オンライン	各自の専門領域に応じた外部研修会等への参加

上記研修を通じて、以下の成果が確認された。

- ・ AI 活用の促進…4 月の全体研修および 7 月の夏季研修において「AI の業務活用」に関する講義を実施し、各部署での活用が進んだ。特に、事務作業の効率化や教育現場での教材開発支援など、具体的な適用事例が増加した。
- ・ 組織理解と事業計画の浸透…理事長訓示や事業計画共有を通じて、学園の方向性や各部門の役割が明確になった。中間期職員全体会議では、各部署の進捗状況を確認し、今後の課題について認識を共有できた。
- ・ 防災意識の向上…7 月の研修にて防災に関する講義を実施し、非常時の対応に関する意識が向上した。
- ・ 個別研修による専門性向上…教職員が外部研修に積極的に参加し、専門分野の知識・スキルを強化する機会を得た。

次年度以降の課題として以下が考えられ、職員一人ひとりが高い専門性と適応力を持ち、大学運営の質向上に貢献できるよう、SD 活動を積極的に推進する。

- ・ ICT 研修の充実:フォローアップ研修の実施、マニュアルの整備。
- ・ 業務改善プロジェクトの設置:ワークショップの成果を具体化し、実施計画を策定。
- ・ 研修の参加率向上策:業務負担を考慮し、研修の開催時間や形式を柔軟に調整。

【資料 5-3-1】 FD 委員会規程

【資料 5-3-2】 FD 委員会からの報告

【資料 5-3-3】 SD 委員会規程

【資料 5-3-4】 SD 委員会 活動年度報告書

5-4 研究支援

5-4-① 研究環境の整備と適切な管理運営

5-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

5-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 研究環境の整備と適切な管理運営

本学の専攻分野である ICT においては、研究における大規模な設備等の必要性はないため、研究環境の整備に関しては、ネットワークなどの設備環境と研究室の配置などが重要な要素となっている。ネットワークなどの設備環境に関しては、情報システム委員が全体的な方針の検討を担い、システム基盤センターが実務的な管理運営を行うことで現状研究活動に支障のない環境が整えられている【資料 5-4-2】。その他、各教員の専門に関する研究環境・設備については、外部資金の直接経費によって各自で整え、間接経費は大学院全体の環境・設備の整備に充てられる【資料 5-4-7】【資料 5-4-8】。研究環境に関する要望調査は、何か要望があれば月に 1 回行われる研究科ミーティングの議題として挙げられるため、教員に対しては特別な調査は行っていない。学生に対しては学生委員が実施するアンケートの一部に施設設備への質問が含まれている【資料 5-4-1】。

研究室に関しては、非常勤教員の兼用例はあるものの、研究室活動に十分な配置が行われている。

研究活動に対する人的支援に関しては、外国人留学生を対象として必要に応じて雇用・実施しており、「特別ティーチング・アシスタント実施規程」【資料 5-4-6】に詳細を定めている。

5-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用【資料 5-4-3】

本学においては、研究活動における倫理の確立と公的研究費の適正な運用を極めて重要な責務と位置づけ、「研究倫理規程」【資料 5-4-3】、「公的研究費の不正防止に関する基本方針」【資料 5-4-a】や「競争的資金等の使用に関する行動規範」【資料 5-4-b】、「研究費等に係る不正取引に対する対応・処分方針」【資料 5-4-c】など、複数の内部規程や指針を整備している。

具体的には、「公的研究費運営・管理体制」【資料 5-4-d】や「不正防止計画推進部署に関する規程」【資料 5-4-e】に基づき、明確な組織的責任体制を構築し、外部研究費の獲得から使用・執行に至るまで、「外部研究費獲得～使用開始フロー」【資料 5-4-f】や「発注・検収・支払フロー」【資料 5-4-g】などに準拠した厳正な手続きを定めている。加えて、「内部監査規程」【資料 5-4-h】および「内部監査マニュアル」【資料 5-4-i】に基づく定期的な監査体制を整備し、研究費の予算執行状況についても「確認と改善に関する取り決め」により継続的に見直しを行っている。また、教職員・取引業者それぞれに誓約書の提

出を求め、「研究費の不正使用に係る調査等に関する取扱規程」【資料 5-4-j】などに基づいて万一の事案にも迅速かつ厳正に対応できる体制を整えている。

さらに、倫理意識の涵養と実効性のあるコンプライアンス体制の実現を目的として、「教育研究費の使用に関するコンプライアンス教育等実施計画」【資料 5-4-k】に基づき、全専任教員を対象とした「コンプライアンス教育・倫理教育 理解度確認テスト」を毎年実施し、理解の定着を図っている。

5-4-③ 研究活動への資源の配分

教員が研究活動に使用する種々の経費については、「教員研究費及び共同研究費に関する規程」【資料 5-4-4】及びその詳細な「研究活動への資源配分に関する規則」を定めた「教員マニュアル」【資料 5-4-5】の規定に従って決定し、配分されている。また、また、新規に研究室を立ち上げる教員に対しては、立ち上げ設備費が支給される。

【資料 5-4-1】 プロ M2 学生を対象としたアンケート集計結果

【資料 5-4-2】 研究環境整備の方針・計画

【資料 5-4-3】 研究倫理規程

【資料 5-4-4】 教員研究費及び共同研究費に関する規程

【資料 5-4-5】 教員マニュアル

【資料 5-4-6】 特別ティーチング・アシスタント実施規程

【資料 5-4-7】 科研費などの申請のために必要な情報を学内周知したことを示すメール

【資料 5-4-8】 外部資金応募・獲得の実績一覧

【資料 5-4-a】 公的研究費の不正防止に関する基本方針

【資料 5-4-b】 競争的資金等の使用に関する行動規範

【資料 5-4-c】 研究費等に係る不正取引に対する対応・処分方針

【資料 5-4-d】 公的研究費運営・管理体制

【資料 5-4-e】 不正防止計画推進部署に関する規程

【資料 5-4-f】 外部研究費獲得～使用開始フロー

【資料 5-4-g】 発注・検収・支払フロー

【資料 5-4-h】 公的研究費 内部監査規程

【資料 5-4-i】 公的研究費 内部監査マニュアル

【資料 5-4-j】 研究費の不正使用に係る調査等に関する取扱規程

【資料 5-4-k】 教育研究費の使用に関するコンプライアンス教育等実施計画

[基準 5 の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学の大きな特色は、学生の多様な学びをサポートする多様な専門分野やスキルをもつ教員である。専門職大学院なので実務家教員が多数を占め、その経歴も ICT 技術系メーカーの出身者だけでなく、JICA や外務省、地方公務員などの出身者も多く、本学のカリキュラムの中心をなす、ICT 技術、ビジネス系の ICT 応用、社会開発系の ICT 応用など、十分に対応できる体制となっている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

課題のひとつに教員の構成の偏りがある。本学は専門職大学院であり実務での経験が豊富な実務家教員を多く採用している。従って、男性で定年退職後の高年齢者に偏ってしまう傾向がある。さらに昨今では、一般企業での65歳への定年延長により従来のように60歳を機会として転職を希望する人が少ないのが現状の課題でもある。

また、本学は小規模で教員数も限られる中で、多様な学生に対応するため各教員には多様な役割やスキル（ティーチング、コーチング、カウンセリングなど）が求められ、どうしても経験豊富な高年齢者が多くなってしまうのも一因である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

上記の課題を組織的にカバーできるしくみづくりを進め、教員の構成の偏りについては、できるだけ年齢構成や性別のバランスなどに配慮した採用活動を行っていききたい。

基準6. 経営・管理と財務

6-1. 経営の規律と誠実性

6-1-①経営の規律と誠実性の維持

6-1-②環境保全、人権、安全への配慮

(1) 6-1の自己判定

基準項目6-1を満たしている。

(2) 6-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-①経営の規律と誠実性の維持

本学の設置者である学校法人コンピュータ総合学園は、「学校法人コンピュータ総合学園寄附行為」（以下、「寄附行為」という。）【資料6-1-a】において、「この法人は、教育基本法および学校教育法に従い、学校教育を行い、デジタル技術及びその活用分野を中心とした産業界をはじめ、ひろく社会で活躍する職業人を育成することを目的とする。」と定めており、「理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と明記している。寄附行為に則り、組織運営に関する「組織規程」【資料6-1-b】「事務分掌規程」【資料6-1-c】その他の規定を整備しており、高等教育機関としての公共性および社会からの要請に応えるべく、規律と誠実性を維持し、適切に運営している。

上記の目的を達成するにあたって、教職員の職務に係る倫理の保持に資するため、倫理規程を定めて、本学の運営に対する信頼の確保に努めている。【資料6-1-1】

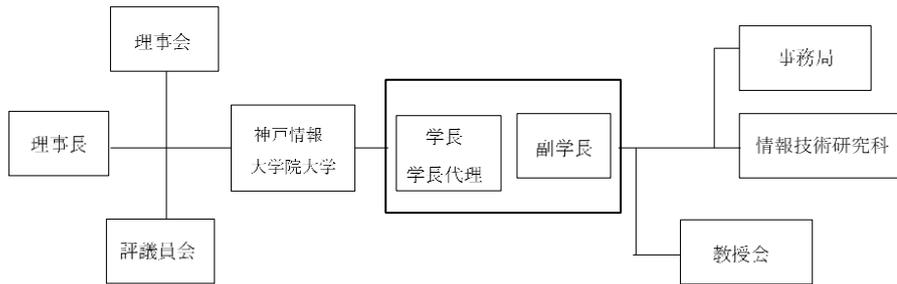
加えて、公正かつ透明性の高い運営を実現するために、法令等に基づき、教学、財務情報などに関する情報公開を行っている。【資料6-1-2】【資料6-1-3】【資料6-1-4】【資料6-1-5】

また、令和7年4月1日より私立学校法が改正され、理事、監事、評議員及び会計監査人は、私立学校法及び寄附行為に従い適切に選任されている。本学からは、学長及び学長代理が理事として選任され、理事会と本学との意思疎通が図られやすくなっている。理事

会と評議員会は必要に応じて開催され、理事長、学長代理、研究科長、事務局関係者他の参加による「経営会議」【資料 6-1-d】を月 2 回開催し、活発な意見交換を行うことにより、経営の規律と誠実性は維持されている。

組織規模が小さいため、現状において特段問題となる点はなく、各業務に係る部署長による管理のもと、統制がとれている。なお、内部統制システムについては、今年度から具体的に取り組むこととした。【資料 6-1-6】【資料 6-1-7】各部署において業務の確認を行い、適切に進めている。

・管理組織図



6-1-② 環境保全、人権、安全への配慮

本学の施設は小規模であることから、教職員全員による環境保全を行うこととしている。なお、環境保全に関しては、法人全体の省エネ対策として、職員全体会【資料 6-1-f】【資料 6-1-g】において教職員全体に対して法人本部より省エネ対策に関する伝達を行い、教職員各自が意識をして各教室の空調、照明の管理を行っている。

人権への配慮としては、ハラスメント防止に向けて、関連規定を整備している。【資料 6-1-8】学生への情報提供として本学ホームページ上にハラスメント対応を公開している。

安全への配慮として、安全確保に対して、消防設備は定期点検を行っており、消火器等関係機器を設置している。

危機管理については、「危機管理規程」【資料 6-1-10】及び「危機管理マニュアル」【資料 6-1-11】等を整備して、適切に運用している。

個人情報の扱いについては、「個人情報保護規程」【資料 6-1-9】を制定している。

【資料 6-1-1】倫理規程

【資料 6-1-2】情報公開規程

【資料 6-1-3】財務情報公開規程

【資料 6-1-4】<https://www.kic.ac.jp/index/outline/disclosure/>

【資料 6-1-5】<https://www.kic.ac.jp/index/outline/disclosure/>

【資料 6-1-6】内部統制体制図

- 【資料 6-1-7】 内部統制規程
- 【資料 6-1-8】 ハラスメント対応ガイドライン
- 【資料 6-1-9】 個人情報保護規程
- 【資料 6-1-10】 危機管理規程
- 【資料 6-1-11】 危機管理マニュアル
- 【資料 6-1-a】 学校法人コンピュータ総合学園寄附行為
- 【資料 6-1-b】 組織規程
- 【資料 6-1-c】 事務分掌規程
- 【資料 6-1-d】 学校法人コンピュータ総合学園寄附行為施行細則
- 【資料 6-1-e】 教授会規程
- 【資料 6-1-f】 中間期職員全体会議アジェンダ
- 【資料 6-1-g】 中間期職員全体会議【施設設備管理 G】

6-2. 理事会の機能

6-2-①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

6-2-②使命・目的の達成への継続的努力

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

法人全体における意思決定機関は、理事会であり、定期的開催し、年間計画、中期的な計画、予算及び決算を含む種々の事項について決定を行っている。【資料 6-2-1】【資料 6-2-2】【資料 6-2-3】【資料 6-2-6】理事会には本学から学長と学長代理の両名が、理事選任機関である理事会の決議によって選任されている。【資料 6-2-4】【資料 6-2-5】理事会での決定に従って実施するための運営上の諸課題については、法人全体を対象として「経営会議」【資料 6-2-a】が隔週で月 2 回開催されており、理事長、学長代理、研究科長、事務局関係者、理事長より指名された職員により協議されている。経営会議での検討事項については、研究科ミーティングおよび事務局ミーティングにより情報共有し、課題解決を図るようにしている。また、私立学校法の改正に伴い、理事会において理事の職務執行の状況の報告を行っている。【資料 6-2-7】

本学における意思決定は、教育及び研究に関わる案件に加えて、運営に関わる事項も本学の全体会議としての性格を持つ教授会における審議を経て学長が行っている。このようにして本学の使命・目的を達成するための継続的な努力が行われている。

- 【資料 6-2-1】 組織図
- 【資料 6-2-2】 2025 年 3 月 29 日理事会議事録
- 【資料 6-2-3】 2025 年 5 月 24 日理事会議事録
- 【資料 6-2-4】 学校法人コンピュータ総合学園寄附行為
- 【資料 6-2-5】 2025 年 5 月 31 日理事会議事録

【資料 6-2-6】 2025 年 3 月 29 日理事会議事録

【資料 6-2-7】 2025 年 5 月 31 日理事会議事録

【資料 6-2-a】 学校法人コンピュータ総合学園寄附行為施行細則

6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

6-3-①法人の意思決定の円滑化

6-3-②評議員会と監事のチェック機能

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 法人の意思決定の円滑化

法人における意思決定は、「学校法人コンピュータ総合学園寄附行為」【資料 6-3-a】に規定された理事会において決議を行う。「経営会議」【資料 6-3-b】においては日々検討が必要な事項について検討と決定が行われる。またその結果については本学では研究科ミーティングや事務局ミーティングにおいて報告され、具体的な実施策が協議されている。法人の重要な決定事項等については、本学で毎月開催される教授会において共有される。

6-3-② 評議員会と監事のチェック機能

法人の管理運営について、評議員会において必要な意見交換を行っており、法人運営に關しての意見を聴取して経営に生かしている。【資料 6-3-1】【資料 6-3-3】【資料 6-3-4】

また、監事は、監事監査規程【資料 6-3-5】に従って、監事監査計画書【資料 6-3-6】を作成し、それに従った業務監査および会計監査を行っている。監事は、会計監査人と連携することによって効果的かつ効率的な監査を行うこととしている。【資料 6-3-2】法人の管理運営機関である法人本部と本学における管理運営機関である研究科長をトップとする教学組織と事務局長をトップとする事務組織は、それぞれ緊密に連携し、相互チェックの機能を果たしている。

本学での課題や組織運営に関することは、必要に応じて、教授会、理事会および評議員会に諮る。

ここで検討された課題は必要に応じて教授会で審議され、学長の決定を仰ぐ。

【資料 6-3-1】 2025 年 5 月 31 日定時評議員会議事録

【資料 6-3-2】 2025 年 5 月 31 日定時評議員会議事録

【資料 6-3-3】 2025 年 3 月 29 日評議員会議事録

【資料 6-3-4】 2025 年 5 月 31 日定時評議員会議事録

【資料 6-3-5】 監事監査規程

【資料 6-3-6】 2025 年度監事監査計画書

【資料 6-3-a】 学校法人コンピュータ総合学園寄附行為

【資料 6-3-b】 学校法人コンピュータ総合学園寄附行為施行細則

6-4. 財務基盤と収支

6-4-①財務基盤の確立

6-4-②収支バランスの確保

6-4-③中期的な計画に基づく適切な財務運営

(1) 6-4 の自己判定

基準項目 6-4 を満たしている。

(2) 6-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-4-① 財務基盤の確立

教育内容の質的向上と学生募集に地道な努力を重ね、現在では学生数も増加している。ただ、学部を持たない大学院として、本学単体としての収支は厳しいものがある。一方で、本学の様々な取組に対する外部の評価は高く、外国人留学生の受け入れについては順調であり、収容定員を上回っている。本学はもとより法人全体のステータス向上に大きく寄与している。

財政状況に関しては、多数の学生を抱える神戸電子専門学校の存在もあり、法人全体としては必要十分な財政基盤を有している。

6-4-② 収支バランスの確保

法人全体では、収入の増加だけに頼るのではなく経費削減を徹底し、借入金に頼らない堅実な経営を続け、規模を維持拡大してきた。蓄えた資金は教育研究活動に必要な設備投資や運用に回し、収入と支出のバランスをとりながら、安定した学園運営を行ってきている。【資料 6-4-1】【資料 6-4-3】【資料 6-4-4】

6-4-③ 中期的な計画に基づく適切な財務運営

法人全体で、各部署において部署目標を含め、単年度計画および 3 か年計画を立てている。

本学の基本的な取組としては、理事長や学長・学長代理・副学長から出される大きな方針に基づいて、個々の具体的な課題に取り組んでいる。こうした方針は、経営環境の変更に応じて適宜更新や修正がされており、結果的に安定した経営状態を続けることができている。今後も、こうした取り組みを基本として、さらなる発展をめざしている。

【資料 6-4-1】 予算編成方針

【資料 6-4-3】 外部資金導入の実績

【資料 6-4-4】 資産運用規程

6-5. 会計

6-5-①会計処理の適正な実施

6-5-②会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 6-5 の自己判定

基準項目 6-5 を満たしている。

(2) 6-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-5-① 会計処理の適正な実施

会計処理は、本学と併設の神戸電子専門学校とを併せて法人本部において一元管理され、学校法人会計基準に従い適切に処理されている。各部署で使用する経費の支出は、上長経由で承認を受けた稟議書又は経費申請書等を確認したうえでやっている。法人本部では日々現預金の入出金をチェックしており、随時会計伝票の起票を行っている。会計処理の内容については、監査法人による定期的な監査を受け、指導に従っている。また、監事による監査も行われており、それぞれの視点から指摘・点検することにより、適切な会計処理が維持されるよう努めている。【資料 6-5-1】

6-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査は、監査法人による定期的な監査を受けているほか、監事による監査が行われ理事会に報告されている。監事は理事会に出席するなど意見交換の場を設け、学校法人の業務執行が適切に行われているかを監査している。監査法人による監査は、理事会・評議員会の議事録の閲覧、学校基本調査等の資料の確認、総勘定元帳・各種証憑書類・給与台帳等の照合、現金残高の実地確認、預金残高の確認、計算書類のチェック、更に、理事長等に対して法人の経営方針等についての意見聴取が行われている。【資料 6-5-2】

【資料 6-5-1】 経理規程

【資料 6-5-2】 学校法人コンピュータ総合学園寄附行為施行細則

[基準 6 の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

財務基盤と収支について、借入金に頼らない堅実な経営を継続して行い、法人全体として安定的に収支差額の黒字化が達成できており、必要十分な財務基盤を有している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

学部を持たない専門職大学院であるため、本学単体としての収支は厳しいものがある。国内外に対する認知度の向上と収支状況の改善が今後の課題である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

社会的な信頼を得るために広報活動を活発に行うとともに、本学の収支バランスを健全なものにするため、積極的に外部資金を獲得するための努力を行っていく。また、ガバナンス機能の強化が求められる中、法人の管理運営を継続して適切に行えるよう対応する。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 「人間力を有する高度な ICT 人材の育成」と大学国際化への貢献

A-1. 複雑化し続ける社会課題に対して、ICT を駆使しながら自ら解決策を探究し立案する力を養う教育を、国内外のニーズに対して提供し続ける唯一無二の大学院

A-1-① 探究型人材の育成

A-1-② 全課程を英語で学ぶ「ICT イノベータコース」の独自性と開発途上国の人材育成に対する貢献

A-1-③ ICT の効用を最大限活用した「すべての学習ニーズに対応する教育」の展開：ハイフレックス講義とフルオンライン履修制度

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 探究型人材の育成

平成 22(2010)年、炭谷俊樹学長が導入した「探究実践」は、全学生が 1 年次に履修する必修科目であり、①社会における課題を自分で発見し、②自分の強みを磨き、生かしながら、③「現場」でシステムづくりを実践、仮説検証を繰り返しながら課題解決をするプログラムとして、自律型人材の育成を進め、本学のめざす「人間力を有する高度 ICT 人材の育成」に大きな役割を果たしている。現在、探究実践力を身に着けた多くの途上国出身学生が、母国や世界の各地で様々な社会の課題に取り組み、また、探究実践の伝道師として各地で活躍している。

A-1-② 全課程を英語で学ぶ「ICT イノベータコース」の独自性と実績

本学の ICT イノベータコースは、平成 25(2012)年に JICA から受託した課題別研修事業「ICT を活用した各国の課題解決研修」が起源になっている。当該研修の初回において、アフリカ 8 カ国の政府高官等 29 名の研修員を受け入れ、各国の社会課題(医療、農業、産業振興、行政サービスの効率化、教育)を、ICT を活用して解決するための方策を検討する集合研修を、本学教員陣が講師となり実施した当該研修の成功をきっかけに、外務省や JICA 等で国際開発の政策立案や事業実施を担ってきた専門家と、ICT に関する研究や実務の最前線に携わってきた専門家が実務家教員として、各学生に対して自ら高い関心を持つ社会課題から具体的なテーマを発見し問題点を掘り下げ、ICT を利活用した解決策(仮説)の立案と検証を繰り返しながら課題解決の具体的なフレームワークを作成することを研究テーマとしている。ICT イノベータコースは、令和 7(2025)年 4 月 1 日時点で累計 56 か国 261 人の修了生を輩出しており、しばしば外部からの客観的な評価として本学教育の独自性を象徴する実績となっている。

なお、ICT イノベータコースにおいて提供している英語での「Tankyu Practice」は、JICA が政府開発援助(ODA)事業として実施している開発途上国向けプロジェクトの現場でも応用展開が求められており、近年では、以下の事業において直接・間接的に当該教育

を提供している。

- ①JICA 技術協力事業「ルワンダ国社会変革をもたらす人材育成のための質の高い技術教育プロジェクト」
- ②JICA 技術協力事業「ウガンダ国 ICT 産業振興プロジェクト」
- ③JICA 技術協力事業「ルワンダ国デジタルイノベーション促進プロジェクト」
- ④JICA 技術協力事業「神戸ーキガリ（ルワンダ国）ICT ビジネスイニシアティブ」（草の根技術協力）
- ⑤JICA 技術協力事業「フィリピン国バンサモロ自治政府能力向上プロジェクト」

A-1-③ ICT の効用を最大限活用した「すべての学習ニーズに対応する教育」の展開：ハイフレックス講義とフルオンライン履修制度

本学では、ほぼすべての講義において「ハイフレックス(Hybrid and Flexible)」方式を採用し、教室での対面（双方向型）・オンライン（双方向型）・オンデマンド（一方型）の3つの受講形態を学生が選択することを可能としており、学生は自身の学習ペースに合わせて受講形式を組み合わせる履修することができる。さらに、コロナ禍最中における非接触型学習の選択肢を増やす試みとして、令和4(2022)年度から、国や居住地域を問わず本学の教育を受講できる「フルオンライン履修制度」を導入した。同制度は、上述のハイフレックス方式を最大限活用することで、通学する学生と全く変わりなく本学の教育を享受することが可能であり、入学から修了までをすべてオンラインで履修することを可能としており、正規の学位を取得できる。令和7(2025)年4月までに26人がフルオンライン履修制度を選択して入学しており、ICTの効用を最大限に活かすことで「すべての学習ニーズに対応する」教育を目指し続けている、本学の姿勢が評価される一因となっている。

【基準Aの自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

近年、国内外のイノベータ育成プログラムや国際機関の研修プログラムなどにも本学の探究実践が採用され、その課題解決手法に対する評価が高まっているが、令和4(2022)年、炭谷学長が、環境、貧困、健康、人権、平和、ジェンダーなどの教育活動で率先したリーダーシップを発揮し社会に貢献する6個人や団体・企業へ贈られる国際賞「Education 2.0-Outstanding Leadership Award」を受賞した。

平成31(2019)年のTICAD7（アフリカ開発会議）では、安倍首相の基調講演にて本学の修了生が言及された。また、これらの実績等が評価され、平成31(2019)年JICA理事長賞【資料A-1-1】を受賞した。令和2(2020)年度から令和3(2021)年度には、世界のトップ大学と並び、日本/世界銀行共同大学院奨学金制度（JJ/WBGSP）にも採択された【資料A-1-2】。

近年、本学の入学試験（特にイノベータコース）においては、およそ半数以上の受験生が本学志望理由（Statement of Purpose）にて、「Tankyu Practice（探究実践）のユニーク性に感銘を受け志望した」といった旨の記載をしている点は、本学教育内容が国を問わず「特色ある取組」として評価されていることの証左ではないか、と自負する。また、令和6（2024）年度に受審した一般社団法人日本技術者教育認定機構（JABEE）による専門

職大学院認証評価においても、「探究実践プラクティスを軸とした自立型人材の育成」のみならず、「多くの授業でのハイフレックス方式の授業の採用」および「多様な国籍およびバックグラウンドを持つ留学生の積極的な受入」が本学教育の「長所」として高く評価されたことは、本学の教育方針が国を問わず広く社会の需要に対して貢献できていることの証左ではないか、と自負するところである。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

前述の JABEE による評価でも意見交換があったが、ICT 分野を専門とする本学の教育において、昨今の人工知能 (AI) の加速度的な進化と社会への浸透の影響は、決して無視できない重要な現象であると認識している。AI は、企業活動のみならず、社会へ広範に影響を及ぼしつつあり、雇用市場での ICT 人材に求めるスキルの上位に AI に関する知識や経験が定着し始めているところ、本学でも AI 関連の教育科目の充実が不可欠であると強く認識している。また、教員構成の現状についても JABEE 評価受審時に御指摘を受けており、必要な対応を学園全体として検討している。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

AI の急速な進化と社会への浸透に伴う教育内容アップデートへの需要に対する方策については、令和 5 (2023) 年度から学内でも対応を開始しており、令和 6 (2024) 年度にはカリキュラムにおいて積極的に AI に関連する講義を増加させているが、今後も継続して社会のニーズに対応すべく、フレキシブルかつ慎重に教育内容への必要な対応を検討し続けることとしている。

また、教員構成の偏在性に関しては、然るべく学園内の関係部署（主に法人本部）と改善策の検討と立案を進めており、具体的には令和 7 (2025) 年度より新たな人事制度を導入する予定であり、慎重に改善を進めていくこととしている。

【資料 A-1-1】 JICA 理事長賞受賞 (KIC ニュース Web ページ)

【資料 A-1-2】 世界銀行奨学金採択 (KIC ニュース Web ページ)

V. 特記事項

1. 地元自治体との連携

本学が位置する神戸市とは、本学が目指す「人間力を有する高度 ICT 人材の育成」を通じて地元企業や各種機関のデジタル化推進と支援、起業支援などに対して、多面的に連携を続けてきている。連携活動として「ルワンダ・神戸ビジネスセミナー」（平成 27（2015）年度）の開催、平成 28（2016）年には、神戸市とルワンダ国キガリ市とのパートナーシップ協定締結を支援、平成 30（2018）年より、JICA 草の根技術協力事業「キガリを中心とした若手 ICT 人材育成事業」などを共同実施してきた。近年では令和 5（2023）年度より神戸市主催「アフリカ月間 in 神戸」において、企画から実施に至るまで、市からの依頼に基づいて様々な局面で継続的に協働を続けている。

兵庫県との連携においては、特に本学が「ハロートレーニング（※厚生労働省が提供する公共職業訓練としての求職者支援訓練）」制度のなかで、日本で唯一の「IT 修士号を取得できる職業訓練」（専門実践教育訓練給付金制度の対象）を実施したことを通じて、県内の ICT 人材ニーズに対して一定の貢献を行ってきた。

また、令和 3（2021）年 3 月、兵庫県神崎郡神河町と本学は、地域創生と産業人材育成に向けて相互連携を強化するための包括連携協定書を締結した。同協定に基づき、令和 5（2023）年より、同町の魅力を発信する「インターネット・ラジオ配信プロジェクト」を同町から継続的に受託実施してきている。

2. 外部環境の変化をいち早く捉えた AI 教育の推進

本学の法人母体である学校法人コンピュータ総合学園は、設立以来、常に科学技術の最先端に取り組んできている。令和 3（2021）年には、AI の基礎原理を解明した書籍「AI の基礎原理とその仕組み」（学園理事長の福岡富雄著）を大学院より出版した。令和 5（2023）年度には、本学学長・副学長の主導により、AI の加速度的な進化と社会への浸透に対する大学院教育の改善に取り組み始めており、学生の研究テーマに AI を利活用する事例が飛躍的に増加している事実がある。この取り組みに関しては、決して一過性ではなく、技術進化を慎重に確認しながら柔軟性をもって大学院の教育内容に反映していく取り組みであり、研究科内の関係教員間における日常的な FD の一環の結果ひとつでもある。

3. 国内大学では例が少ないアフリカ諸国（特にルワンダ共和国）との積極的な連携

本学は、ICT イノベーターコースにより「世界に開かれた大学院」を実現するための連携地域として、ごく少数の大学を除いて日本の大学が目を向けていなかったアフリカ地域諸国（特にルワンダ共和国）との連携及び同地域への貢献に、積極的に取り組んでいる。ルワンダから本学へ留学した修了生には、現職としてルワンダ政府高官として活躍する者、国連事務総長が設置した特別委員会に招待参加した者、大阪関西万博誘致時に関連国際会議で講演し貢献した者など、広く一般社会に大きな影響を及ぼし貢献している修了生が多い。アフリカからの留学生のうち、ルワンダは最多数となり、平成 25（2013）年から令和 6（2024）年度までの間に累計 37 名が本学を修了し、短期研修にも多くの行政官が参加している。

神戸情報大学院大学

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条で大学院の目的を明確化し、成果をホームページ上で公開している。	1-1
第 83 条の 2	—	大学院大学であり、該当なし。	1-1
第 85 条	—	大学院大学であり、該当なし。	1-1
第 87 条	—	大学院大学であり、該当なし。	4-1
第 88 条	—	該当なし。	4-1
第 88 条の 2	—	大学院大学であり、該当なし。	4-1
第 89 条	—	大学院大学であり、該当なし。	4-1
第 90 条	—	大学院大学であり、該当なし。	3-1
第 92 条	○	学則第 37 条に規定している。	4-2 5-1 5-2
第 93 条	○	学則第 39 条および教授会規程に規定している。	5-1
第 104 条	○	学則第 16 条および神戸情報大学院大学学位規程で専門職大学院の学位を授与することを規定している。	4-1
第 105 条	—	履修証明プログラムは実施しておらず、該当なし。	4-1
第 108 条	—	大学院大学であり、短期大学を設置しておらず、該当なし。	3-1
第 109 条	○	学則第 2 条および自己点検評価規程で規定し、自己点検・評価委員会が中心となり、自己点検及び評価を行いホームページで公表している。	2-2
第 113 条	○	教育研究活動の状況をホームページ上に公表している。	4-2
第 114 条	○	学則第 37 条に事務職員を置くことを規程している。	5-1 5-3
第 122 条	—	大学院大学であり、該当なし。	3-1
第 132 条	—	大学院大学であり、該当なし。	3-1

学校教育法施行規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 4 条	○	学則に規定している。 寄宿舎についての規定はなし。	4-1 4-2
第 24 条	—	大学院大学であり、該当なし。	4-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 28 条に規定している。	5-1
第 28 条	○	整備すべき表簿は法人本部あるいは大学事務室で保管している。	4-2
第 143 条	—	本学では代議員会等は設置していない。	5-1
第 146 条	—	大学院大学であり、該当なし。	4-1
第 147 条	—	大学院大学であり、該当なし。	4-1
第 148 条	—	大学院大学であり、該当なし。	4-1
第 149 条	—	大学院大学であり、該当なし。	4-1
第 150 条	—	大学院大学であり、該当なし。	3-1
第 151 条	—	大学院大学であり、該当なし。	3-1
第 152 条	—	大学院大学であり、該当なし。	3-1
第 153 条	—	大学院大学であり、該当なし。	3-1

神戸情報大学院大学

第 154 条	—	大学院大学であり、該当なし。	3-1
第 161 条	—	大学院大学であり、該当なし。	3-1
第 162 条	—	大学院大学であり、該当なし。	3-1
第 163 条	○	学則第 8 条に規定している。	4-2
第 163 条の 2	○	学則第 33 条および科目等履修生規程に科目等履修生について規定している。	4-1
第 164 条	—	特別課程を設置しておらず、該当なし。	4-1
第 165 条の 2	○	アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを定めている。	1-1 2-3 3-1 4-1 4-2
第 166 条	○	自己点検評価規程に基づき、点検・評価を行っている。	2-2
第 172 条の 2	○	ホームページの「情報公開」のページに公表している。	1-1 3-1 4-1 4-2 6-1
第 173 条	○	学則第 15 条および第 16 条に規定し、課程修了を認定されたものには学位記を授与している。	4-1
第 178 条	—	大学院大学であり、該当なし。	3-1
第 186 条	—	大学院大学であり、該当なし。	3-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	本学は、学校教育法およびその他の法令の規定によるほか、大学設置基準の定めるところにより設置され、その水準の向上を図ることに努めている。	2-2 2-3
第 2 条	○	学則第 1 条に教育研究上の目的を規定している。	1-1
第 2 条の 2	○	学則第 20 条の規定に基づき、入試委員会の議を経て、学長が入学希望者選抜を行っている。	3-1
第 3 条	—	大学院大学であり、該当なし。	1-1
第 4 条	—	大学院大学であり、該当なし。	1-1
第 5 条	—	大学院大学であり、該当なし。	1-1
第 6 条	—	大学院大学であり、該当なし。	1-1 4-2 5-2
第 7 条	○	学則第 12 章の規定に基づき、教育研究組織を編成している。	3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第 8 条	○	主要授業科目は専任教員、主要授業科目以外の授業科目の大部分を専任教員が担当している。	4-2 5-2
第 9 条	○	本学に授業を担当しない教員は置いていない。	4-2 5-2
第 10 条 (旧第 13 条)	○	大学院大学であるため、本法令に該当しないが、教員数については、平成 15 年文科省告示第 53 号に従い配置している。	4-2 5-2
第 11 条	○	FD・SD 委員会を組織し、教職員研修を実施している。	4-2 4-3 5-3

神戸情報大学院大学

第 12 条	○	学長は学長選考規程に基づき理事会で選考している。	5-1
第 13 条	○	教員選考規程に則り選考している。	4-2 5-2
第 14 条	○	教員選考規程に則り選考している。	4-2 5-2
第 15 条	○	教員選考規程に則り選考している。	4-2 5-2
第 16 条	○	教員選考規程に則り選考している。	4-2 5-2
第 17 条	○	教員選考規程に則り選考している。	4-2 5-2
第 18 条	○	学則第 7 条に収容定員を規定し、適正な管理に努めている。	3-1
第 19 条	○	カリキュラム・ポリシーに則った教育課程を編成している。	4-2
第 19 条の 2	—	連携開設科目は設置しておらず、該当なし。	4-2
第 20 条	○	各授業科目を必修科目と選択科目に分類し、教育課程を編成している。	4-2
第 21 条	○	学則第 11 条に単位計算方法を規定し、各授業科目の単位数を定めている。	4-1
第 22 条	○	学則第 8 条第 1 項に学年について規定している。	4-2
第 23 条	○	学則第 8 条第 2 講に学期について規定している。	4-2
第 24 条	○	教室の収容人員等を考慮し、十分な教育効果を上げられるような適切な人数としている。	4-2
第 25 条	○	学則第 12 条に授業の方法を規定している。	3-2 4-2
第 25 条の 2	○	各授業科目のシラバスに授業の方法、内容、計画、学修成果の評価基準を明示している。	4-1
第 26 条	○	学則第 12 条の 2 に教育方法の特例として夜間の授業等について規定している。	4-2
第 27 条	○	学則第 14 条に成績の評価および単位の認定について規定している。	4-1
第 27 条の 2	○	学生便覧に学生が 1 年間に取得できる単位の上限について定めている。	4-2
第 27 条の 3	—	連携開設科目は設置しておらず、該当なし。	4-1
第 28 条	—	大学院大学であり、学部の履修に関する規定は該当なし。	4-1
第 29 条	—	大学院大学であり、学部の履修に関する規定は該当なし。	4-1
第 30 条	—	大学院大学であり、学部の履修に関する規定は該当なし。	4-1
第 30 条の 2	○	学生便覧に長期履修生制度を規定している。	4-2
第 31 条	○	学則第 33 条に科目等履修生制度を規定している。	4-1 4-2
第 32 条	—	大学院大学であり、学部の卒業に関する規定は該当なし。	4-1
第 33 条	—	大学院大学であり、学部の卒業に関する規定は該当なし。	4-1
第 34 条	—	大学院大学であり、校地に関する規定は該当なし。	3-5
第 35 条	—	大学院大学であり、運動場等に関する規定は該当なし。	3-5
第 36 条	○	本学は組織および規模に応じた校舎を備えている。	3-5
第 37 条	—	大学院大学であり、校地面積に関する規定は該当なし。	3-5
第 37 条の 2	—	大学院大学であり、校舎面積に関する規定は該当なし。	3-5
第 38 条	○	学則第 35 条に図書室について規定し、大学院学舎 1 階に図書室を設置している。	3-5
第 39 条	—	大学院大学であり、学部・学科を設けておらず該当なし。	3-5
第 39 条の 2	—	薬学にかんする学部を設けておらず該当なし。	3-5
第 40 条	—	大学院大学であり、学部・学科を設けておらず該当なし。	3-5
第 40 条の 2	—	本学の校地は隣接しており、該当なし。	3-5

神戸情報大学院大学

第 40 条の 3	○	本学は、必要な経費の確保等により情報技術研究科に相応しい環境を整備している。	3-5 5-4
第 40 条の 4	○	大学および研究科の名称は、本学の教育研究上の目的に相応しいものである。	1-1
第 41 条	—	本学は情報技術研究科のみを置く大学院であり、該当なし。	4-2
第 42 条	—	専門職大学院であり専門職学科を設ける大学の規定は該当なし。	1-1
第 42 条の 2	—	専門職大学院であり専門職学科を設ける大学の規定は該当なし。	3-1
第 42 条の 3	—	専門職大学院であり専門職学科を設ける大学の規定は該当なし。	5-2
第 42 条の 4	—	専門職大学院であり専門職学科を設ける大学の規定は該当なし。	4-2
第 42 条の 5	—	専門職大学院であり専門職学科を設ける大学の規定は該当なし。	4-2 5-1
第 42 条の 6	—	専門職大学院であり専門職学科を設ける大学の規定は該当なし。	4-2
第 42 条の 7	—	専門職大学院であり専門職学科を設ける大学の規定は該当なし。	4-2
第 42 条の 8	—	専門職大学院であり専門職学科を設ける大学の規定は該当なし。	4-1
第 42 条の 9	—	専門職大学院であり専門職学科を設ける大学の規定は該当なし。	4-1
第 42 条の 10	—	専門職大学院であり専門職学科を設ける大学の規定は該当なし。	3-5
第 43 条	—	共同教育課程は編成しておらず、該当なし。	4-2
第 44 条	—	共同教育課程は編成しておらず、該当なし。	4-1
第 45 条	—	共同教育課程は編成しておらず、該当なし。	4-1
第 46 条	—	共同教育課程は編成しておらず、該当なし。	4-2 5-2
第 47 条	—	共同教育課程は編成しておらず、該当なし。	3-5
第 48 条	—	共同教育課程は編成しておらず、該当なし。	3-5
第 49 条	—	共同教育課程は編成しておらず、該当なし。	3-5
第 49 条の 2	—	工学に関する学部を設置していないため、該当なし。	4-2
第 49 条の 3	—	工学に関する学部を設置していないため、該当なし。	5-2
第 49 条の 4	—	工学に関する学部を設置していないため、該当なし。	5-2
第 58 条	—	外国に学部、学科その他の組織を設けていないため、該当なし。	1-1
第 59 条	○	大学院大学であり、学校教育法第 103 条に定める大学であり、適用除外に該当する。	3-5
第 61 条	—	大学設置から完成年度を超えているため、該当しない。	3-5 4-2 5-2

専門職大学設置基準 該当なし

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条			2-2 2-3
第 2 条			1-1
第 3 条			3-1
第 4 条			1-1
第 5 条			1-1
第 6 条			1-1
第 7 条			1-1 4-2 5-2
第 8 条			3-1
第 9 条			4-2
第 10 条			4-2

神戸情報大学院大学

			5-1
第 11 条			4-2
第 12 条			4-2
第 13 条			4-2
第 14 条			4-1
第 15 条			4-2
第 16 条			4-2
第 17 条			4-2
第 18 条			3-2 4-2
第 19 条			4-1
第 20 条			4-2
第 21 条			4-1
第 22 条			4-2
第 23 条			4-1
第 24 条			4-1
第 25 条			4-1
第 26 条			4-1
第 27 条			4-2
第 28 条			4-1 4-2
第 29 条			4-1
第 30 条			4-1
第 31 条			3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第 32 条			4-2 5-2
第 33 条			4-2 5-2
第 34 条			4-2 5-2
第 35 条			5-2
第 36 条			4-2 4-3 5-3
第 37 条			5-1
第 38 条			4-2 5-2
第 39 条			4-2 5-2
第 40 条			4-2 5-2
第 41 条			4-2 5-2
第 42 条			4-2 5-2
第 43 条			3-5

神戸情報大学院大学

第 44 条			3-5
第 45 条			3-5
第 46 条			3-5
第 47 条			3-5
第 48 条			3-5
第 49 条			3-5
第 50 条			3-5
第 51 条			3-5
第 52 条			3-5
第 53 条			3-5 5-4
第 54 条			1-1
第 55 条			4-2
第 56 条			4-1
第 57 条			4-1
第 58 条			4-2 5-2
第 59 条			3-5
第 60 条			3-5
第 61 条			3-5
第 77 条			1-1
第 78 条			3-5 4-2 5-2

学位規則 学位規則（大学院関係）が別にあるため、該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条			4-1
第 2 条の 3			4-1
第 10 条			4-1
第 10 条の 2			4-1
第 13 条			4-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 20 条	○	本学園は教育基本法および学校教育法に従い、学校教育を行い、デジタル技術及びその活用分野を中心とした産業界をはじめ、ひろく社会で活躍する職業人を育成する事業を行うに当たり、その理事、監事、評議員、職員その他の政令で定める学校法人関係者に特別の利益を与えない運営を実施している。	6-1
第 27 条	○	寄付行為を事務所に備え置くとともに、本法人のホームページ上に公開している。	6-1
第 29 条	○	寄付行為第 6 条に理事選任機関について規定している。	6-2
第 30 条	○	寄付行為第 7 条に理事の選任について規定している。	6-2
第 31 条	○	寄付行為第 8 条に理事の資格及び構成について規定している。	6-2
第 36 条	○	寄付行為第 13 条に理事会の権限および第 19 条に理事会の職務等について規定している。	2-1 2-3 6-1

神戸情報大学院大学

			6-2
第 37 条	○	寄付行為第 14 条に理事長および業務執行理事について規定している。	6-1 6-2
第 39 条	○	寄付行為第 16 条に理事の報告義務について規定している。	6-1 6-2 6-3
第 43 条	○	寄付行為第 21 条に理事会の議事録について規定している。	6-2
第 45 条	○	寄付行為第 22 条に監事の選任について規定している。	6-3
第 46 条	○	寄付行為第 23 条に監事の資格について規定している。	6-3
第 52 条	○	寄付行為第 28 条に監事の職務について規定している。	6-3
第 54 条	○	寄付行為第 29 条に監事の調査権限について規定している。	6-3
第 55 条	○	寄付行為第 28 条第 3 項に監事は理事会及び評議員会に出席して意見を述べることを規定している。	6-3
第 56 条	○	寄付行為第 28 条第 2 項及び第 4 項に監事の理事会等への報告について規定している。	6-3
第 61 条	○	寄付行為第 31 条に評議員の選任等について規定している。	6-3
第 62 条	○	寄付行為第 32 条に評議員の資格について規定している。	6-3
第 66 条	○	寄付行為第 36 条に評議員の職務等について規定している。	6-3
第 78 条	○	寄付行為第 46 条に評議員会の議事録について規定している。	6-3
第 80 条	○	寄付行為第 49 条に会計監査人の選任について規定している。	6-3 6-5
第 86 条	○	寄付行為第 54 条に会計監査人の職務等について規定している。	6-5
第 99 条	○	寄付行為第 56 条に予算および事業計画を作成することについて規定している。	1-1 2-3 6-4
第 100 条	○	寄付行為第 57 条に役員及び評議員の報酬について規定している。	6-2 6-3
第 103 条	○	寄付行為第 67 条に計算書類等の作成について規定している。	6-1 6-2 6-3 6-4 6-5
第 104 条	○	寄付行為第 67 条に計算書類等の監査等を受けることについて規定している。	6-2 6-5
第 105 条	○	寄付行為第 67 条に理事長は計算書類、事業報告書並びに監査報告書の内容を評議員会に報告することについて規定している。	6-3
第 106 条	○	寄付行為第 68 条に計算書類等の備置き及び閲覧等について規定している。	6-1
第 107 条	○	寄付行為第 67 条及び第 68 条に財産目録等の作成、備置き及び閲覧等について規定している。	6-1
第 108 条	○	寄付行為第 70 条に寄付行為の変更の決定は、理事会の決議及び評議員会の決議を得ることについて規定している。	6-1
第 144 条	○	寄付行為第 49 条に会計監査人の選任について規定している。	6-5
第 145 条	—	本学園の規模では常勤の監事を定める必要がなく、該当なし。	6-3
第 146 条	○	寄付行為第 8 条に理事の資格及び構成は私立学校法第 31 条に規定する要件を遵守することを規定している。	6-2
第 148 条	○	寄付行為第 56 条に事業計画及び事業に関する中期的な計画を編成することを規定している。	1-1 2-1 2-3 6-1 6-4
第 151 条	○	寄付行為第 74 条に情報の公表、第 75 条に広告の方法を規定している。	6-1

神戸情報大学院大学

学校教育法（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 99 条	○	学則第 1 条に本学の目的を規定している。	1-1
第 100 条	○	情報技術研究科を設置している。	1-1
第 102 条	○	入学資格は学則第 18 条に規定している。	3-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 155 条	○	学則第 18 条に入学資格について規定している。	3-1
第 156 条	—	博士課程を有しないため、該当なし。	3-1
第 157 条	—	大学院大学であり、該当なし。	3-1
第 158 条	—	大学院大学であり、該当なし。	3-1
第 159 条	—	大学院大学であり、該当なし。	3-1
第 160 条	—	大学院大学であり、該当なし。	3-1

大学院設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	法令や省令に則り設置し、教育活動の水準のさらなる向上に努めている。	2-2 2-3
第 1 条の 2	○	学則第 1 条に人間力を有する高度 ICT 人材の育成を目的とすることを規定している。	1-1
第 1 条の 3	○	入学者選抜の方法については学則第 20 条に規定し、入試委員会規程および入学者選抜規程を定めている。	3-1
第 2 条	○	学則第 3 条に専門職学位課程とすることを規定している。	1-1
第 2 条の 2	—	専ら夜間に教育を行う課程は設置しておらず、該当なし。	1-1
第 3 条	○	学則第 5 条に情報技術研究科専門職学位課程情報システム専攻を置くことを規定し、学則第 6 条に修業年限及び在学年限について規定している。	1-1
第 4 条	—	博士課程を有せず、該当なし。	1-1
第 5 条	○	学則第 4 条に情報技術研究科を設け、適当な規模内容を有して運営している。	1-1
第 6 条	○	学則第 5 条に情報システム専攻を置くことを規定している。	1-1
第 7 条	—	本学は学部を設置しておらず、該当なし。	1-1
第 7 条の 2	—	本学は共同教育課程を設置しておらず、該当なし。	1-1 4-2 5-2
第 7 条の 3	—	本学は研究科以外の基本組織を設置しておらず、該当なし。	1-1 4-2 5-2
第 8 条	○	本学は研究科の規模等に応じた教育研究実施組織を編成し、適切な役割分担及び連携体制を確保している。また、校地は隣接している。	3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第 9 条	○	教員の資格は、専門職大学院設置基準第 5 条に合致している。	4-2 5-2
第 9 条の 3	○	組織的な研修等を適切かつ効果的に実施するため、FD 委員会を	4-2

神戸情報大学院大学

		設置している。	4-3 5-3
第 10 条	○	学則第 7 条に収容定員について規定し、在学生の数を適正に管理している。	3-1
第 11 条	○	本学のカリキュラム体系は、大きく 3 つの領域で構成されている。 (1) ICT の知識と専門技術力を修得する「ICT 技術系科目」 (2) ICT の応用分野の知見を得る「ICT 応用系科目」 (3) 実際に ICT を活用して社会課題の解決を図る「探究実践系科目」	4-2
第 12 条	○	授業科目の従業および研究指導により、教育を実施している。	3-2 4-2
第 13 条	○	研究指導は、大学院設置基準第 9 条に規定する教員が実施している。	3-2 4-2
第 14 条	○	社会人が学びやすい環境に配慮し、平日夜間に授業を開講している。	4-2
第 14 条の 2	○	シラバスで、すべての授業および研究指導の方法、内容、年間計画、評価方法等を明示している。	4-1
第 15 条	○	大学院設置基準および専門職大学院設置基準に該当する規定に従っている。	3-2 3-5 4-1 4-2
第 16 条	○	学則第 15 条に課程修了の認定等を規定している。	4-1
第 17 条	—	博士課程を有しないため、該当なし。	4-1
第 19 条	○	教育研究に必要な専用の施設を設置している。	3-5
第 20 条	○	情報技術研究科の教育研究に必要な機械等を備えている。	3-5
第 21 条	○	図書、学術雑誌、電磁的な資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に備えている。	3-5
第 22 条	—	本学は学部、研究所を設置しておらず、該当なし。	3-5
第 22 条の 2	—	校地は隣接しており、該当なし。	3-5
第 22 条の 3	○	教育研究上の目的を達成するため、必要な経費等を確保し、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	3-5 5-4
第 22 条の 4	○	情報技術研究科情報システム専攻の名称は本研究科の名称にふさわしいものとして認可されている。	1-1
第 23 条	○	大学院として、研究科の種類及び数、教員数その他は、教育研究上の目的に応じ適当な規模内容である。	1-1
第 24 条	○	大学院として、教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有している。	3-5
第 25 条	—	通信教育を行う課程を設置していないため、該当なし。	4-2
第 26 条	—	通信教育を行う課程を設置していないため、該当なし。	4-2
第 27 条	—	通信教育を行う課程を設置していないため、該当なし。	4-2 5-2
第 28 条	—	通信教育を行う課程を設置していないため、該当なし。	3-2 4-1 4-2
第 29 条	—	通信教育を行う課程を設置していないため、該当なし。	3-5
第 30 条	—	通信教育を行う課程を設置していないため、該当なし。	3-2 4-2
第 30 条の 2	—	2 以上の研究科を設置しておらず、該当なし。	4-2
第 31 条	—	2 以上の大学院を設置しておらず、該当なし。	4-2
第 32 条	—	構成大学院を設置しておらず、該当なし。	4-1
第 33 条	—	共同教育課程を設置しておらず、該当なし。	4-1
第 34 条	—	共同教育課程を設置しておらず、該当なし。	3-5
第 34 条の 2	—	工学分野の連続性に配慮した教育課程を編成していないため、	4-2

神戸情報大学院大学

		該当なし。	
第 34 条の 3	—	工学分野の連続性に配慮した教育課程を編成していないため、該当なし。	5-2
第 42 条	—	博士課程を有しないため、該当なし。	3-3
第 43 条	○	入学希望者および在学生に学生便覧や、入試要項およびホームページ等で学費や奨学金制度について明示している。	3-4
第 45 条	—	外国に研究科、専攻その他の組織を設けておらず、該当なし。	1-1
第 46 条	—	設置後時間が経過しており、該当なし。	3-5 5-2

専門職大学院設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	専門職大学院設置基準を遵守し、その水準の向上を図ることに努めている。	2-2 2-3
第 2 条	○	学則第 1 条で人間力を有する高度 ICT 人材の育成を目的することを規定し、第 6 条で修業年限を 2 年と規定している。	1-1
第 3 条	○	学則第 6 条で修業年限を 1 年以上 2 年未満とする特例について、また、在学期間は 4 年間で限度とすることを規定している。	4-1
第 4 条	○	教育研究上必要な教員および事務職員を配置している。	4-2 5-1 5-2
第 5 条	○	担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員及び実務家教員を法令に従い配置している。	4-2 5-2
第 5 条の 2	○	FD 委員会を設置し、授業内容及び方法を改善するための研修機会を設けている。	4-2 4-3 5-3
第 6 条	○	教育課程連携協議会を設置し、産業界等との連携により意見を聴きながら、教育課程を編成し、円滑かつ効果的に実施している。	4-2
第 6 条の 2	○	学内委員 2 名、学外委員 3 名による教育課程連携協議会を設置している。	4-2 5-1
第 6 条の 3	—	連携開設科目は設置しておらず、該当なし。	4-2
第 7 条	○	各科目の内容や授業方法等に即して、適正な受講人数となるように運営している。	4-2
第 8 条	○	各科目の目的を達成し得る実践的な教育を行うため、事例研究、現地調査、双方向討論その他の適切な方法を取り入れている。	3-2 4-2
第 9 条	—	本学は通信教育課程を設置しておらず、該当なし。	3-2 4-2
第 10 条	○	シラバスで授業の方法、内容、計画、学修の成果、修了認定に係る評価基準を明示している。	4-1
第 11 条	○	履修規程第 3 条に、1 年間に履修できる単位数の上限を 36 単位と規定し、履修要覧で明示している。	4-2
第 12 条	—	連携開設科目を設定しておらず、該当なし。	4-1
第 13 条	—	他の大学院における授業科目の履修を認めておらず、該当なし。	4-1
第 14 条	—	入学前の既修得単位の認定を認めておらず、該当なし。	4-1
第 15 条	○	学則第 6 条で修業年限 2 年を標準とし、第 15 条で 40 単位以上を修得した者に課程修了の認定を実施している。	4-1
第 16 条	○	学則第 6 条で在学期間の短縮について規定している。	4-1
第 17 条	○	本学の目的に照らし十分な教育効果をあげることができる施設及び設備を備えている。	1-1 3-2 3-5 4-2 5-2
第 18 条	—	本学は法科大学院でないため、該当なし。	1-1 4-1 4-2

神戸情報大学院大学

第 19 条	—	本学は法科大学院でないため、該当なし。	3-1
第 20 条	—	本学は法科大学院でないため、該当なし。	3-1
第 21 条	—	本学は法科大学院でないため、該当なし。	4-1
第 22 条	—	本学は法科大学院でないため、該当なし。	4-1
第 23 条	—	本学は法科大学院でないため、該当なし。	4-1
第 24 条	—	本学は法科大学院でないため、該当なし。	4-1
第 25 条	—	本学は法科大学院でないため、該当なし。	4-1
第 26 条	—	本学は教職大学院でないため、該当なし。	1-1 4-1 4-2
第 27 条	—	本学は教職大学院でないため、該当なし。	4-1
第 28 条	—	本学は教職大学院でないため、該当なし。	4-1
第 29 条	—	本学は教職大学院でないため、該当なし。	4-1
第 30 条	—	本学は教職大学院でないため、該当なし。	4-1
第 31 条	—	本学は教職大学院でないため、該当なし。	4-2
第 32 条	—	本学は共同教育課程を設置しておらず、該当なし。	4-2
第 33 条	—	本学は共同教育課程を設置しておらず、該当なし。	4-1
第 34 条	—	本学は共同教育課程を設置しておらず、該当なし。	4-1
第 42 条	—	本学は国際連携教育課程を設置しておらず、該当なし。	2-2 2-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	学則第 16 条に学位の授与について規定している。	4-1
第 4 条	—	博士課程を編成しておらず、該当なし。	4-1
第 5 条	—	他の大学院又は研究所等の協力を得ておらず、該当なし。	4-1
第 5 条の 3	○	学則第 16 条に学位の授与について規定している。	4-1
第 12 条	—	博士課程を編成しておらず、該当なし。	4-1

大学通信教育設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			2-2 2-3
第 2 条			4-2
第 3 条			3-2 4-2
第 4 条			4-2
第 5 条			4-1
第 6 条			4-1
第 7 条			4-1
第 8 条			4-2 5-2
第 9 条			3-5
第 10 条			3-5
第 11 条			3-2 4-2
第 13 条			2-2 2-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「-」で記載すること。

神戸情報大学院大学

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

Ⅶ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 3-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 3-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 3-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 3-4】	就職相談室等の状況	
【表 3-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 3-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 3-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 3-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 3-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 3-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 3-11】	図書館の開館状況	
【表 3-12】	情報センター等の状況	
【表 4-1】	授業科目の概要	
【表 4-2】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 4-3】	登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 5-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 6-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 6-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 6-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 6-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 6-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人コンピュータ総合学園寄付行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	2025 総合パンフレット	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	神戸情報大学院大学学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2026 年度募集要項（ICTプロフェッショナルコース） KIC Application Guidelines2025（ICT Innovator Course）	
【資料 F-5】	学生便覧	
	学生便覧と附則 2025 年度	
【資料 F-6】	大学組織図	
	大学組織図	

神戸情報大学院大学

【資料 F-7】	事業計画書	
	大学院 FY2025 事業計画	
【資料 F-8】	事業報告書	
	2024 年度事業報告書	
【資料 F-9】	中期的な計画	
	2025-2029 中期計画	
【資料 F-10】	法人及び大学の規定一覧及び規定集	
	法人及び大学の規程一覧及び規程集	
【資料 F-11】	理事、監事、評議員、会計監査人の名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、議題一覧、出席状況など）がわかる資料	
	理事、監事、評議員、会計監査人の名簿、理事会評議員会開催状況	
【資料 F-12】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）、会計監査報告（過去 5 年間）及び財産目録（最新のもの）	
	監査報告書、計算書類、財産目録	
【資料 F-13】	履修要項、シラバス	
	2025 年度履修要項、	
【資料 F-14】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	三つのポリシー一覧	
【資料 F-15】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	
【資料 F-16】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	

基準 1. 使命・目的

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映		
大学のウェブサイトで使命・目的、教育研究上の目的などを示す部分の URL		
【1-1-1】	https://www.kic.ac.jp/index/outline/disclosure/	
使命・目的及び教育研究上の目的を検証する会議体の規則		
【1-1-2】	教授会規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【1-1-a】	神戸情報大学院大学学則	
【1-1-b】	2025 年度カリキュラム方針	
【1-1-c】	シラバス作成ガイド(2025)	
【1-1-d】	大学院の中期的な基本方針(2021 年作成)	
【1-1-e】	大学院 FY2025 事業計画	
【1-1-f】	ディプロマ・ポリシー (DP)、カリキュラム・ポリシー (CP)、アドミッション・ポリシー (AP)	
【1-1-g】	2025 年度大学院組織図	
【1-1-h】	2025 年度会議体制	

基準 2. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 内部質保証の組織体制		
内部質保証に関する全学的な方針		
【2-1-1】	神戸情報大学院大学内部質保証の方針	

神戸情報大学院大学

内部質保証のための組織図		
【2-1-2】	内部質保証のための組織図	
内部質保証に責任を持つ会議体の規則		
【2-1-3】	自己点検・評価委員会規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-1-a】	ファカルティ・デベロップメント委員会規程	
【2-1-b】	教務委員会規程	
2-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
自己点検・評価に関する規則		
【2-2-1】	自己点検・評価委員会規程	
直近の自己点検・評価の報告書		
【2-2-2】	自己点検評価書(2024. 6)	
自己点検・評価を担当する会議体の議事録		
【2-2-3】	自己点検・評価委員会活動報告書	
自己点検・評価の結果を学内に周知したことを示す文書		
【2-2-4】	研究科ミーティング資料 (2025. 04. 07)	
IRなどを検討する会議体の規則		
【2-2-5】	FD委員会規程、学生委員会規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-2-a】	https://www.kic.ac.jp/index/outline/external-accreditation/	
2-3. 内部質保証の機能性		
学生の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など		
【2-3-1】	本学の教育点検・評価システムの全体像	
学生の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則		
【2-3-2】	自己点検・評価委員会規程	
学外関係者の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など		
【2-3-3】	本学の教育点検・評価システムの全体像	
学外関係者の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則		
【2-3-4】	自己点検・評価委員会規程	
三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録		
【2-3-5】	自己点検・評価委員会活動報告書	
自己点検・評価などの結果を大学運営の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録		
【2-3-6】	研究科ミーティング資料 (2025. 04. 07)	
自己点検・評価などの結果を学生や学外関係者に公表・説明したことを示す文書など		
【2-3-7】	https://www.kic.ac.jp/index/outline/external-accreditation/	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-3-a】	プロ M2 学生アンケート集計結果 (2025 年 4 月)	
【2-3-b】	2024 年修了時アンケート集計結果	
【2-3-c】	授業報告書テンプレート	
【2-3-d】	特定課題研究報告書テンプレート	
【2-3-e】	第 244 回(2025. 04. 21)教授会議題	
【2-3-f】	FD 委員会からの報告	
【2-3-g】	教育課程連携協議会資料	
【2-3-h】	令和 6 年度教育課程連携協議会委員	
【2-3-i】	神戸市 KIC JICA 関西_3 機関連絡会資料	
【2-3-j】	神河町と KIC 包括連携協定書	

神戸情報大学院大学

【2-3-k】	研究科ミーティング資料（2024年8月、2025年1月）	
---------	------------------------------	--

基準3. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 学生の受入れ		
アドミッション・ポリシーを示す部分の URL		
【3-1-1】	https://www.kic.ac.jp/wp-content/uploads/2023/09/05a8c146a5350b7335f46d0505db9f55.pdf	
アドミッション・ポリシーを策定する会議体の規則		
【3-1-2】	教授会規程	
入試方法の検討と検証を行う会議体の規則		
【3-1-3】	入学者選抜規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-1-a】	募集要項（日本語、英語）	
【3-1-b】	出願資格審査基準	
【3-1-c】	入試面接時の判定ガイドライン	
【3-1-d】	入試面接採点及び合否判定票	
【3-1-e】	Interview 時の留意点	
【3-1-f】	入試判定会議議事要録例	
3-2. 学修支援		
学修支援に関する方針・計画		
【3-2-1】	聴覚障がいを持たれる入学志望者／在学生への対応ガイドライン 202303	
学修支援に関する会議体の規則		
【3-2-2】	教務委員会規程、学生委員会規程	
TA、SA などに関する規則		
【3-2-3】	ティーチング・アシスタント実施規程	
オフィスアワーを学生に周知したこと示す文書		
【3-2-4】	年間スケジュール、授業予定表	
障がいのある学生への学修支援に関する方針・計画、実施状況		
【3-2-5】	聴覚障がいを持たれる入学志望者／在学生への対応ガイドライン 202303	
退学、休学、留年などの実態及び原因分析、改善方策などを検討する会議体の規則		
【3-2-6】	教務委員会規程、学生委員会規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-2-a】	第 244 回教授会議題（2025.04.21）	
【3-2-b】	学生用研究室配属に関するスケジュールについて	
【3-2-c】	2024_HT 成果発表会開催要領	
【3-2-d】	2024 特 B 研究計画発表会開催要領	
【3-2-e】	2024 特 B 中間発表会開催要領	
【3-2-f】	2024 特 B 修了発表会開催要領	
【3-2-g】	ICT 概論（研究科長オリエン）	
3-3. キャリア支援		
キャリア支援に関する方針・計画		
【3-3-1】	ICT キャリア教育第 1 回_2024	
キャリア支援に関する授業科目名一覧		
【3-3-2】	キャリア支援に関する授業科目外で実施（該当なし）	

神戸情報大学院大学

キャリア支援に関する会議体の規則		
【3-3-3】	学生委員会規程	
教育課程外のキャリア支援のための講座やガイダンスなど一覧		
【3-3-4】	ICT キャリア教育第1回_2024	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-3-a】	第2回 ICT キャリア教育_2024	
【3-3-b】	最終回 ICT キャリア教育_2024	
【3-3-c】	セルフアセスメントシート	
【3-3-d】	第1回就職ガイダンス_2024	
【3-3-e】	第2回就職ガイダンス_2024	
【3-3-f】	キャリアセンターの就職情報サイト kobedenshi.ac.jp/job_license/	
3-4. 学生サービス		
学生生活支援に関する方針・計画		
【3-4-1】	学生委員会_2024 活動実績と 2025 活動計画	
学生生活支援に関する会議体の規則		
【3-4-2】	学生委員会規程	
学生の課外活動の支援に関する規則		
【3-4-3】	学生委員会規程	
奨学金に関する規則		
【3-4-4】	特別特待生授業料減免規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-4-a】	KIC 奨学金制度（日本人）学生応援奨学金	
【3-4-b】	外国人(留学生)学費援助奨学生制度	
【3-4-c】	教員マニュアル	
【3-4-d】	学生相談窓口案内_Student Counseling Desk	
3-5. 学修環境の整備		
施設・設備の管理に関する規則		
【3-5-1】	教員マニュアル	
ICT 環境について学生に周知したことを示す文書		
【3-5-2】	ICT 概論（研究科長（オリエン）	
図書館に関する規則		
【3-5-3】	図書室利用方法_How To Use Library	
図書館利用案内		
【3-5-4】	図書室利用方法_How To Use Library	
建物の耐震化率を示す文書		
【3-5-5】	建物の耐震化率を示す資料 https://www.kic.ac.jp/index/outline/earthquake-resistance-rate/	
臨地実務実習施設一覧（専門職大学のみ）		
【3-5-6】	該当なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-5-a】	なし	

基準 4. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
ディプロマ・ポリシーを示す部分の URL		

神戸情報大学院大学

【4-1-1】	ディプロマ・ポリシーを示す部分の URL https://www.kic.ac.jp/wp-content/uploads/2023/09/05a8c146a5350b7335f46d0505db9f55.pdf	
ディプロマ・ポリシーを策定する会議体の規則		
【4-1-2】	教授会規程	
学生にディプロマ・ポリシーの内容を説明する文書など		
【4-1-3】	ICT 概論（研究科長オリエン）	
学位規則、学位審査基準		
【4-1-4】	履修規程	
進級・卒業・単位認定に関する規則		
【4-1-5】	学修の成果に係る評価及び修了の認定基準、並びに修了者数に関して	
単位認定、進級、卒業判定を行う会議体の規則		
【4-1-6】	教授会規程	
入学前の実務経験を通じて修得している実践的な能力の単位認定の基準（専門職大学のみ）		
【4-1-7】	該当なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-1-a】	成果発表会評価シート	
【4-1-b】	修了発表会評価シート	
【4-1-c】	特定課題研究 B 主査評価シート	
【4-1-d】	特定課題研究 B 副査評価シート	
4-2. 教育課程及び教授方法		
カリキュラム・ポリシーを示す部分の URL		
【4-2-1】	CP を示す URL https://www.kic.ac.jp/wp-content/uploads/2023/09/05a8c146a5350b7335f46d0505db9f55.pdf	
カリキュラム・ポリシーを策定する会議体の規則		
【4-2-2】	教授会規程	
学生にカリキュラム・ポリシーの内容を説明する文書など		
【4-2-3】	新入生オリエンテーション資料（KIC のカリキュラムについて）	
教育課程の体系的編成を示すカリキュラムマップやカリキュラムツリーなど		
【4-2-4】	コースマップ	
履修に関する規則		
【4-2-5】	履修要覧	
教育課程を検討する会議体の規則		
【4-2-6】	教務委員会規程	
シラバス作成に関して教員に周知したことを示す文書		
【4-2-7】	シラバス作成ガイド	
教養教育を検討する会議体の規則		
【4-2-8】	教養教育を検討する会議体は設けておらず該当なし	
教育課程連携協議会の議事録（専門職大学のみ）		
【4-2-9】	該当なし	
授業科目別登録者数一覧（専門職大学のみ）		
【4-2-10】	該当なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-2-a】	授業科目の学習・教育目標に対する関与の程度	
4-3. 学修成果の把握・評価		

神戸情報大学院大学

大学が求める学修成果を示す文書など		
【4-3-1】	新入生オリエンテーション資料（KIC のカリキュラムについて）	
大学が求める学修成果の内容を学生に説明する文書など		
【4-3-2】	新入生オリエンテーション資料（KIC のカリキュラムについて）	
学修成果の把握・評価の方針		
【4-3-3】	修了までの教員の動きマニュアル	
学修成果の把握・評価の方法などについて検討する会議体の規則		
【4-3-4】	教務委員会規程	
学修成果の把握・評価のために実施した調査と分析の結果		
【4-3-5】	2023 年度 3 月プロ・イノベハロトレ M2 学生アンケート集計(3 月末) イノベータコース M2（2024 年 10 月実施）アンケート	
学修成果の把握・評価の結果を、教育内容、方法及び学修指導の改善にフィードバックすることを検討する会議体の議事録		
【4-3-6】	240401 及び 250407 研究科ミーティング議事要旨	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-3-a】	授業報告書テンプレート	
【4-3-b】	特定課題研究 A 報告書テンプレート	
【4-3-c】	特定課題研究 B 報告書テンプレート	
【4-3-d】	2024 年度授業アンケート集計	

基準 5. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性		
大学の意思決定に関する組織図		
【5-1-1】	大学の意思決定に関する組織図	
大学の意思決定に関する会議体の規則		
【5-1-2】	教授会規程	
学長の職務権限に関する規則		
【5-1-3】	炭谷学長から内藤副学長への委任について	
教授会に関する規則		
【5-1-4】	教授会規程	
教授会の開催日時・議題一覧		
【5-1-5】	教授会の開催日次・議題一覧	
学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが学長によって定められていることを示す文書		
【5-1-6】	学生便覧	
事務局組織図		
【5-1-7】	事務局組織図	
事務分掌に関する規則		
【5-1-8】	事務組織及び事務分掌を定める規程	
職員採用・昇任の方針・規則		
【5-1-9】	人事考課マニュアル	
教育課程連携協議会の規則（専門職大学のみ）		
【5-1-10】	該当なし	
教育課程連携協議会の構成員名簿（専門職大学のみ）		
【5-1-11】	該当なし	

神戸情報大学院大学

自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-1-a】	該当なし	
5-2. 教員の配置		
教員の採用・昇任の方針・規則		
【5-2-1】	教員選考規程	
教員人事に関する会議体の規則		
【5-2-2】	人事教授会内規	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-2-a】	平成 15 年度文部科学省告示第 53 号	
【5-2-b】	教員目標面談シート	
5-3. 教員・職員の研修・職能開発		
FD の方針・計画		
【5-3-1】	FD 委員会規程	
FD の実施報告書		
【5-3-2】	FD 委員会からの報告	
SD の方針・計画		
【5-3-3】	SD 委員会規程	
SD の実施報告書		
【5-3-4】	SD 委員会 活動年度報告書	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-3-a】	該当なし	
5-4. 研究支援		
研究環境に関する調査の結果		
【5-4-1】	プロ M2 学生を対象としたアンケート集計結果	
研究環境整備の方針・計画		
【5-4-2】	研究環境整備の方針・計画	
研究倫理に関する規則		
【5-4-3】	研究倫理規程	
研究費の適正利用に関するマニュアル		
【5-4-4】	教員研究費及び共同研究費に関する規程	
研究活動への資源配分に関する規則		
【5-4-5】	教員マニュアル	
研究活動に対する RA など人的支援に関する規則		
【5-4-6】	特別ティーチング・アシスタント実施規程	
科研費などの申請のために必要な情報を学内に周知したことを示す文書		
【5-4-7】	科研費の申請のために必要な情報を学内周知したことを示すメール	
外部資金応募・獲得の実績一覧		
【5-4-8】	外部資金応募・獲得の実績一覧	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-4-a】	公的研究費の不正防止に関する基本方針	
【5-4-b】	競争的資金等の使用に関する行動規範	
【5-4-c】	研究費等に係る不正取引に対する対応・処分方針	
【5-4-d】	公的研究費運営・管理体制	
【5-4-e】	不正防止計画推進部署に関する規程	
【5-4-f】	外部研究費獲得～使用開始フロー	
【5-4-g】	発注・検収・支払フロー	
【5-4-h】	公的研究費 内部監査規程	
【5-4-i】	公的研究費 内部監査マニュアル	

神戸情報大学院大学

【5-4-j】	研究費の不正使用に係る調査等に関する取扱規程	
【5-4-k】	教育研究費の使用に関するコンプライアンス教育等実施計画	

基準 6. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 経営の規律と誠実性		
組織倫理に関する規則		
【6-1-1】	倫理規程	
情報公表に関する規則		
【6-1-2】	情報公開規程	
【6-1-3】	財務情報公開規程	
学校教育法施行規則第 172 条の 2 に対応した部分の URL		
【6-1-4】	https://www.kic.ac.jp/index/outline/disclosure/	
私立学校法第 151 条に対応して公開した部分の URL		
【6-1-5】	https://www.kic.ac.jp/index/outline/disclosure/	
内部統制の組織体制を示す図		
【6-1-6】	内部統制体制図	
内部統制に関する規則		
【6-1-7】	内部統制規程	
ハラスメント防止に関する規則		
【6-1-8】	ハラスメント対応ガイドライン	
個人情報保護に関する規則		
【6-1-9】	個人情報保護規程	
危機管理に関する方針・規則		
【6-1-10】	危機管理規程	
危機管理に関するマニュアル		
【6-1-11】	危機管理マニュアル	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-1-a】	学校法人コンピュータ総合学園寄附行為	
【6-1-b】	組織規程	
【6-1-c】	事務分掌規程	
【6-1-d】	学校法人コンピュータ総合学園寄附行為施行細則	
【6-1-e】	教授会規程	
【6-1-f】	中間期職員全体会議アジェンダ	
【6-1-g】	中間期職員全体会議【施設設備管理 G】	
6-2. 理事会の機能		
法人の意思決定に関する組織図		
【6-2-1】	組織図	
予算・決算を承認した際の理事会の議事録		
【6-2-2】	2025 年 3 月 29 日理事会議事録	
【6-2-3】	2025 年 5 月 24 日理事会議事録	
理事を選任する会議体の規則		
【6-2-4】	学校法人コンピュータ総合学園寄附行為	
理事を選任した際の会議体の議事録		
【6-2-5】	2025 年 5 月 31 日理事会議事録	
中期的な計画を承認・見直しした際の理事会の議事録		
【6-2-6】	2025 年 3 月 29 日理事会議事録	

神戸情報大学院大学

理事が職務執行状況を理事会に報告したことを示す文書		
【6-2-7】	2025年5月31日理事会議事録	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-2-a】	学校法人コンピュータ総合学園寄附行為施行細則	
6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能		
評議員を選任した際の会議体の議事録		
【6-3-1】	2025年5月31日定時評議員会議事録	
監事・会計監査人を選任した際の評議員会の議事録		
【6-3-2】	2025年5月31日定時評議員会議事録	
予算・決算を審議した際の評議員会の議事録		
【6-3-3】	2025年3月29日評議員会議事録	
【6-3-4】	2025年5月31日定時評議員会議事録	
監事監査に関する規則		
【6-3-5】	監事監査規程	
監事監査計画書		
【6-3-6】	2025年度監事監査計画書	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-3-a】	学校法人コンピュータ総合学園寄附行為	
【6-3-b】	学校法人コンピュータ総合学園寄附行為施行細則	
6-4. 財務基盤と収支		
予算編成方針		
【6-4-1】	予算編成方針	
財務計画書		
【6-4-2】	財務計画書は作成していない	
外部資金導入の実績		
【6-4-3】	外部資金導入の実績	
資産運用に関する規則		
【6-4-4】	資産運用規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-4-a】	該当なし	
6-5. 会計		
経理に関する規則		
【6-5-1】	経理規程	
会計監査人の選任に関する規則		
【6-5-2】	学校法人コンピュータ総合学園寄附行為施行細則	
会計監査人が監事に報告した内容を示す文書など		
【6-5-3】	会計監査人が監事に報告した内容を示す文書（作成中）	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-5-a】	該当なし	

基準 A. 地域貢献および国際協力

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 複雑化し続ける社会課題に対して、ICTを駆使しながら自ら解決策を探究し立案する力を養う教育を、国内外のニーズに対して提供し続ける唯一無二の大学院		
【A-1-1】	JICA 理事長賞受賞（KIC ニュース Web ページ）	
【A-1-2】	世界銀行奨学金採択（KIC ニュース Web ページ）	

神戸情報大学院大学

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。

※「専門職大学のみ」の欄について該当がない場合は、「該当なし」と記載すること。

※基準項目ごとの「自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料」に該当資料が無い場合は、記入欄を削除すること